

第百十八回 参議院農林水産委員会會議録第四号

平成二年四月十九日(木曜日)
午後二時一分開会

委員の異動
三月三十一日
辞任
吉田 達男君
補欠選任
菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

仲川 幸男君
大浜 方栄君
北 修二君
上野 雄文君
村沢 牧君
井上 哲夫君

青木 幹雄君
鎌田 要人君
鈴木 貞敏君
成瀬 守重君
初村 滝一郎君
一井 淳治君

谷本 巍君
細谷 昭雄君
三上 隆雄君
猪熊 重二君
刈田 貞子君
林 紀子君

橋本 孝一郎君
星野 朋市君
山本 富雄君

国務大臣
農林水産大臣

政府委員

農林水産省構造
改善局長
片桐 久雄君
常任委員会専門
員
片岡 光君

参考人
全国農業会議所
専務理事
新潟県農業青年
金受給者連盟会
長
横濱国立大学教
授
農業者年金基金
理事長
森実 孝郎君

池田 斉君
小川 原俊夫君
田代 洋一君

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、全国農業会議所専務理事池田斉君、新潟県農業青年金受給者連盟会長小川原俊夫君、横濱国立大学教授田代洋一君、農業者年金基金理事長森実孝郎君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(仲川幸男君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本富雄君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、昭和四十六年一月に発足して以来、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことにより、若い農業者の確保、規模拡大など農業構造改善の推進と、農業者の老後生活の安定に寄与してまいりました。

しかしながら、農村における高齢化の進行等の状況のもとで受給権者数が増加し、被保険者数が減少するなど本年金の財政の現状は厳しいものになっております。また、農業構造改善の一層の促進が求められております。

このため、農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させることを基本に置いて、最近の農村の高齢化の進行等に対応して年金の給付体系を変更するとともに、営農意欲の高い農業者の規模拡大を促進することとして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、年金の給付体系の変更であります。
農村における高齢化の進行等に対応して、六十歳での経営移譲を画一的に誘導するのではなく、農業者の選択により六十五歳までの間で適期の経営移譲を促進することが必要となっております。このため、経営移譲年金を終身同一水準の年金に変更し、支給開始時期は農業者の選択にゆだねることとしております。また、年金額については、どの支給開始時期を選択しても均衡のとれたものと

することとしております。

このほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため、現行制度と同様に、経営移譲の相手方に応じて、年金額について一定の差を設けることとしております。

第二に、年金財政基盤の長期安定を図るための措置であります。

被保険者、受給権者及び国が一体となって年金財政基盤の長期的な安定を図るため、経営移譲年金の給付に要する費用につき、現行の定率の国庫助成に加えて、農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、当分の間国庫から所要の追加助成を行うこととしております。また、保険料を段階的に引き上げるとともに、既受給権者の年金額につき従前の額を保障しつつ、必要な範囲で物価スライドを停止することとしております。

第三に、分割経営移譲方式の創設であります。
農地を農業の担い手たる農業者に集積するため、経営移譲農地を分割して相当部分の農地を農業者年金の被保険者などに処分し、被用者年金に加入している後継者などにその他の農地を処分する経営移譲方式を新たに設けることとしております。

第四に、農業者年金の被保険者が被用者年金加入者となった場合の措置であります。
最近の農業者の就業実態等に対応し、あわせて本年金への加入促進を図るため、農業者年金の被保険者が被用者年金加入者となった場合において、被用者年金加入期間のうち一定の期間を農業者年金の年金給付の受給資格期間として通算する措置等を講ずることとしております。

第五に、農業者年金の被保険者等が死亡した場合の配偶者に係る措置であります。
農業者年金の被保険者等が死亡した場合において、死亡のときにその配偶者であった者について

て、一定の期間を年金給付の受給資格期間として通算する措置等を講ずることとしております。

第六に、離農給付金支給事業の延長実施であります。

平成二年五月十五日までの措置として実施してきた離農給付金支給事業について、離農者の処分面積に応じて給付金額を設定するなど一定の見直しを行った上で、さらに十年間延長実施することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) 次に、補足説明を聴取いたします。片桐構造改善局長。

○政府委員(片桐久雄君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

第一に、給付体系の変更に伴う経営移譲年金に係る措置であります。

経営移譲年金の額につきましては、六十五歳から加算つき経営移譲年金を支給する場合において厚生年金並みの水準とすることとしております。

例えば、変更後の給付体系のもとでこの年金を受給する昭和十一年度生まれの者は、保険料納付済み期間が二十五年である場合には、平成二年度価格で月四万六千円を六十五歳から受給することとなります。

また、農業者年金の被保険者など農業の担い手たる農業者の経営規模の拡大を図るため、これらの者に対し経営移譲した者その他の者に経営移譲をした者に支給する経営移譲年金の額については、四分の一の差を設けることとしております。

なお、施行日以後受給権を有することとなる者の年

金額については、給付体系の変更が老後の生活設計に大きな影響を及ぼすことのないよう一定の経過措置を適用することとしております。

第二に、給付体系の変更に伴う農業者老齢年金に係る措置であります。

農業者老齢年金につきましては、経営移譲年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済み期間等が二十年以上である者が六十五歳に達したときに、その者に支給することとしております。

その年金額につきましては、変更後の給付体系のもとでこの年金を受給する昭和十一年度生まれの者は、保険料納付済み期間が二十五年である場合には、平成二年度価格で月一万九千九百円を六十五歳から受給することとなります。

また、六十歳以上で経営移譲年金を受給している者が、経営再開などにより経営移譲年金の全額の支給を停止されている間、その者に農業者老齢年金の特例支給を行うこととしております。

第三に、年金財政の長期安定を図るための措置であります。

年金財政の長期安定を図るため、現行の定率の国庫助成に加え、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、国庫は、農業者年金基金に対し、平成三年度から平成七年度まで毎年度、経営移譲年金の給付に要する費用の額の一部として総額およそ千六百億円の助成を行うこととしており、さらに平成八年度から当分の間、別に法律で定めるところにより必要な助成を行うこととしております。

また、保険料につきましては、農家経済への影響、年金財政の状況などを考慮いたしまして、平成二年度価格で、平成四年一月分から一月につき一万二千八百円とし、以後平成八年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げることとしております。

なお、従来一定の要件を満たす後継者にのみ適用してきた保険料の軽減措置を、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者の育成を図る見地から、三十五歳未満の農業者年金の被保険者すべてに拡大適用することとしております。

さらに、施行日において既に受給権を有している者については、改正前の給付体系を適用することとし、従前の年金額を保障しつつ、必要な範囲で物価スライドを停止することとしております。

第四に、分割経営移譲方式の創設であります。

新たに設けられる分割経営移譲方式において、農地保有の合理化により資する認められる一定の要件を満たす場合には、加算つき経営移譲年金を支給することとしております。

第五に、農業者年金の被保険者が被用者年金加入者となった場合における年金給付の受給資格期間の通算に関する措置等であります。

農業者年金の被保険者が農業生産法人の構成員となり、被用者年金加入者となった場合において、農業生産法人の構成員であつた期間のうち耕作または養畜の事業に従事する等一定の要件に適合する期間を、農業者年金の給付の受給資格期間として通算する措置等を講ずることとしております。

また、農業者年金の被保険者が被用者年金の加入者となった場合において、被用者年金加入期間のうち耕作または養畜の事業を行う者であつた期間等一定の期間を、五年を上限として農業者年金の年金給付の受給資格期間として通算する措置等を講ずることとしております。

第六に、農業者年金の被保険者等が死亡する場合における配偶者の年金給付の受給資格期間の通算に関する措置等であります。

農業者年金の被保険者等が死亡した場合において、死亡のときにその配偶者であり、その後農業経営主等となった者について、配偶者であつた期間のうち一定の期間を年金給付の受給資格期間として通算する措置等を講ずることとしております。

第七に、被保険者資格の拡大であります。

耕作または養畜の事業を行っている農業者年金の任意加入資格者の直系卑属のうち一定の者は、新たに農業者年金の被保険者になることができることとしております。

第八に、死亡一時金の支給対象の拡大であります。

給付体系の変更に伴い、六十五歳に達する日の属する月の翌月以降に死亡した場合においても、死亡一時金を支給することとするともに、既に農業者老齢年金の支給を受けていた場合においても、その給付の総額が保険料納付済み期間の区分に応じて定められる一定の金額に達しない場合には、その差額を死亡一時金として支給することとしております。

さらに、平成四年一月以降に保険料を納付した期間に係る脱退一時金及び死亡一時金の額について、相当の引き上げを行うこととしております。

第九に、農業者年金基金の業務の範囲の拡大であります。

経営移譲の円滑化を図るため、農業者年金基金の業務に、農地などの借り受け及び貸し付けを行うことを加えることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、農業者年金基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(仲川幸男君) それでは、先ほど決定されました参考人の方々の御出席を願っておりますので、御意見を承ることといたします。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところを本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を伺いたしまして、今後の本法律案の審査の参考にさせていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

ます。

御意見を述べた後、時間は、議事の都合上、お一人十分以内とし、その順序は、池田参考人、小川原参考人、田代参考人、森実参考人とい

たします。参考人の御意見の開陳が一応済みまし

た後で、委員からの質疑にお答えをいただきたい

と存じます。

それでは、池田参考人からお願いをいたしま

す。池田参考人。

○参考人(池田青君) 私は農業会議所におります

池田でございます。

農業者年金基金法の改正案につきまして、当委

員会で審議が始められたわけでございますが、そ

の一部分につきまして、参考人として意見を申

し述べさせていただきますことを、ま

ず厚く御礼を申し上げます。

農業会議所は、御案内かと思いますが、この年

金制度と大変深いかわりのある組織でございま

す。第一は、この基金制度をつくり上げるとき

におきまして農業委員会系統組織の総力を挙

げまして、この法案の制定に對しまして国会方面

に對して強くお願いを申し上げました経過がある

この法案の推進につきましても、農協中央会と一

体になって今日まで運動を続けてきたわけでござ

います。このこともあわせて申し上げたいと思

うわけでございます。

さて、この農業者年金制度は充足以来二十年に

ばつばつなわけでございまして、御案内のよう

に、現在受給者は約六十一万人、そしてこの受給

者が受けておる受給の全体の額も二千四百億とい

うような大きな数字になっておるわけでございま

して、今日のような農業を取り巻く厳しい情勢の

中におきまして農家経済の支えとして今や無視で

きない、そういうものになっており、農村に定着

するだけではなくて現在非常に喜ばれておるとい

うようなことでございます。

また、この制度が、この二十年間の間にいろん

な農政上の役割を演じてきたのではないかと

ふりに考えるわけでございます。一つは、言うま

でもなく経営の若返りの問題でございまして。もう

一つは、農地の細分化を防止するという機能で

ございます。いま一つは農地利用の方向づけとい

うような形がこの制度の中にあるわけでございま

して、それを通して経営規模の拡大、こういう問題

十から六十五歳というような形を区切って経営移

譲年金を出し、後は十分の一の経営移譲年金であ

る、それに該当しない者は一定の老齢年金で

ある、こういう仕組みも実は今日のよう高齢化

社会の農村における経営移譲の実態、それぞれの

個々の農家の実態から見ましてそぐわないとい

うような面がございますので、ひとつ農村の実態に

そぐうように、ふさわしい仕組みに切りかえる

ということが必要であるというふうに考えるわけ

でございます。

この制度は、当初からいわゆる構造政策年金と

して仕組まれたわけでございまして、今日の情勢

の中におきましてはさらに構造政策を大きく前進

しなきゃならぬ、これが今農政の課題になってお

ることは御案内のとおりでありまして、農業を産

業として確立するというような方向を急がなきゃ

ならない、こういう意味におきまして、今度の改

正の中におきましてもぜひ農村の実態を踏まえ

て、政策年金としてさらに一層構造政策にシフト

する、そういう制度の改正をお願いしたい、そう

いうことをやってまいったわけでございまして。そ

んなことを考えますと、今回の政府案は、極めて

果、平均的には経営移譲年金のはば四分の三とい

うことになるわけでございまして、これが国庫補

助として確保されたことは、本制度が将来、今不

安であるという展望を一応解消するものとして高

く評価をするものでございまして。これらのことに

努力していただきました関係者の御努力に對し心

から敬意を表したいと思うわけでございまして。

次に、保険料のアップの問題でございまして、

保険料のアップというものが加入者にとっては決

して楽なものではないと思ふ。また、農業経営

の実態から見まして、それにはおのずから限度

があるわけでございまして。しかし、これも国庫に

負担を仰ぐ以上ある程度努力をしないかと思いま

す。当初かなり大きな額をアップしようという政

府原案に對しまして、我々ももう少しこれを下げ

てもらいたいというようなお願いをいたしました

ことにつきましては評価をいたしておるわけでござ

います。

第二の問題は、給付体系の変更の問題でござい

ます。先ほどもちょっと触れましたけれども、経

営移譲の時点におきまして六十歳から六十五歳ま

で今回は選択制にするということにいたしましたわけ

三

寿時代の老後の保障のあり方としては評価していいのではないかとこのように考えるわけでございます。

また、今度の改正の中におきまして極めてもう期間的に間近な者がある、これにつきましてはやはりある程度の経過措置、激変緩和の経過措置をとるといふようなこともできておまして、これはそれぞれの選択との関連におきまして行なう仕組みになっております。これも私も評価をいたしておるわけでございます。

もう一つは、厚生年金並みというのがこの制度がスタートしたときの一つの理念になっておりますが、この点はいろいろ議論があると思っておりますけれども、ともかく六十五からの経営移譲である場合にはいわゆる厚生年金並みという水準は確保されておる。早く経営移譲する場合には、これは国民年金でも何でも同じでございますが、若干減額になるというのは当然でございます。しかし、そこに近づいておる人々に対しては経過措置が行われているというように含めまして、私もこの問題につきましては評価をいたしたいというふうに考えるわけでございます。

第三は、政策年金として今回は制度の整備をある程度、かなりいろいろな面におきまして行ったというところでございます。もう一つは、加入促進のための問題につきましてもかなりな配慮が払われておるといふわけでございまして、今回それらがかなり配慮が払われているということにつきましては敬意を表したいと思っております。特に、分割移譲方式の導入は、兼業農家等の段階的な経営縮小など、農村の実情に即しつつ農地利用の集積、これを加速するものとして期待される分野ではないかというふうに考えます。また、担い手不足地域における経営移譲の受け皿の整備、十分ではないわけでございますが、これに対してもある程度の配慮が払われておる。また、有限会社等の農業生産法人の構成員の取り扱いにおきましても、いろいろ工夫はされておるわけでございまして、これは今後農政展開の中で重要な意味を持つものとして理解しております。

味を持つものと理解しております。

今回の法制上の改善につきましては評価をするわけでございますが、さらに円滑な実施のための条件整備をこの際強く望むものでございます。また、我が国が要請してまいりました離農給付金制度の継続につきましても、構造政策にシフトするという改善点を含めて、これが実現されるというところの延期が行われるということが、この法案の中に出ておることにつきましては高く評価したいと思っております。さらに、他産業に従事している加入者の空期間の通算措置、特定保険料、いわゆる学割でございますが、これを三十五歳未満全員への適用拡大、加入者が死亡した場合の配偶者の加入特例など、多くの点できめ細かな改善措置が講ぜられていることは、今後の加入促進にも大いに役立つものというふうに期待をいたしておるわけでございます。

以上の見解を申し上げましたが、今回の改正案はいわば高齢化社会の制度の再構築であるというふうに受けとめておるわけでございます。特に、離農給付金制度の期限切れが来月の五月十五日に迫っていることは御案内のとおりでございます。したがって、できる限り早期にこの法案が成立することをお願い申し上げたいというのが私の念願でございます。

最後に、次の二点をお願い申し上げたいと思っております。

一つは、遺族年金の問題でございます。財政との関係におきまして、今回は見送らざるを得ないというふうに私も考えておりますが、これはかねてからの加入者、受給者の強い要望事項でございます。したがって、将来の実現に向けて積極的に政府は検討をお願いしたいというふうに考えております。

第二の点は、今回政府においても検討いただいておりますというふうな伺っておりますが、この機会に農業委員会が行う年金業務の法令上の位置づけと整備、業務を思い切って簡素化する。これは農業委員会が制度の上での整備については欠陥がある。

。実際は農業委員会がやっております。しかも、いわゆる認定業務等をやっております。ございまして、制度の整備というものの関連の上でこれが位置づけられませんか、この問題は非常に荷の重い問題をやるわけでございまして、かつて農業委員会系統の事務局長さん等が二人も三人も自殺をした。認定をしたところが、後でこれはだめだというふうな問題になって返還をしなければならぬ。これは前任者がやったとかその前の人がやったとか、こういう問題があったわけでございまして、あくまでも農業委員会がやる以上は、農業委員会の制度上の整備ということの位置づけがしっかり行われないと、責任を持った形の仕事ができないというところに相なるわけでございまして、この点は、法律の問題ではないかと思っております。この委員会におきましても政府に強くこの点のあり方を、ひとつ御質問をお願いしながら、その体制づくりについて御協力を願いたいというふうに考えます。

以上で私の意見陳述を終わります。どうもありがとうございます。どうもありがとうございました。

○委員長(仲川幸男君) どうもありがとうございます。次に、小川原参考人をお願いいたします。ですが、先ほど申し上げましたように時間帯御承知のとおりでございます。後で、委員の質問の中でお答えいただく部門もあると思っておりますから、ひとつそのように御配慮いただきたいと思います。

○参考人(小川原俊夫君) ただいま御紹介をいただきました小川原でございます。本日は、当委員会において審議されております農業者年金制度の改正に際しまして、参考人としてお話を申し上げる機会をいただきましたこと、誠にありがとうございます。厚く御礼と感謝を申し上げます。

私は、昭和五十三年三月に経営移譲をいたしました農業者年金の受給者であります。その後、昭和五十五年に農業者年金の受給者の仲間とともに新発田市農業者年金受給者連盟を設立し、その会長に就任いたしました。自來、新潟県農業者年金受給者連盟の会長といたしまして、また全国農業者年金連絡協議会の世話人として本制度にかかわりを持ち、加入促進等にも取り組んでまいりました。きょうは、こうした立場から若干の所見を申し述べたいと存じます。

私の新発田市におきましては、農業者年金の加入者が一千三十八人であるのに対して、受給者が八百八十六人で、まだ受給者の方が少ない状況ですが、年間受給額は三億六千二百万円を超えており老後の大きな支えとなっているのであります。また、このことを通じまして、経営の若返りや規模拡大などの構造政策の推進を図る上でも欠かせない制度となっているのであります。

ところが、近年農村の高齢化が進む一方で、新規加入者の減少が続いており、今後約二十数年にわたって受給者が加入者を上回ると見込まれているため、年金財政の将来展望が危ぶまれ、またこのことが加入促進の滞り要因にもなっているのがあります。私たち農業者年金の加入者や受給者の組織では、今回の改正を二十一世紀に向けて制度の新しい枠組みをつくるものと位置づけ、二年間にわたり県段階や全国段階におきまして数回にも及ぶ大会を開催するなど、高い関心を寄せて要請活動を行ってまいりました。それは、ただ単に財政面からのみ論議されるのではなく、我が国農業の将来展望に立って、本制度の政策上の役割、位置づけ等を明確にして、長期的に安定した農業者にとって魅力ある制度として早急に再構築していただきたいということでありました。

それでは、改正法案につきまして具体的に触れさせていただきます。

第一に、制度の長期安定化の方向が明らかにされたことです。年金財政基盤の安定のためには、加入者、受給者も協力することが求められているとは思いますが、それには限度があり、何よりも国の積極的な支援が不可欠であります。現行の経

管移譲年金に対する二分の一のほかに、改正案では二十数年間にわたり定額の追加的な国庫助成が行われるということもあり、私どもが強く要望してきた新しい国庫補助の増額ルールが実現されたものとして極めて画期的なものを受けとめられております。また、このことは農業者の本制度に対する信頼を高めるものと確信をいたしております。

第二に、新しい給付体系への変更であります。

今までは六十歳から六十五歳のみの高い経営移譲年金を受給し、六十五歳以降はかなり年金額が下がるといふ形態であったのに対し、改正法案では終身同一年金となるため高齢化社会にふさわしい年金制度として加入者の納得が得られるものと考えております。また、経営移譲年金の受給開始年齢を六十歳から六十五歳までの選択制としたことは、従来のように経営移譲がおくれると年金受給総額が不利になるということもなくなり、個々の農家の実情に合わせて経営移譲時期が設定できるので大いに歓迎しております。さらに、十分な経過措置、老齢年金額の引き上げなども高く評価しております。

第三に、後継者と第三者への分割移譲方式を導入したことです。これまではすべての農地を一括して後継者に移譲するか、わずかな自留地だけ残して第三者に移譲するかといった経営移譲の方式がとられていたため、このことがかえって中核的な担い手農家への農地集積を停滞させているという意見が、農村現場におきましてしばしば聞かれてまいりました。今回の改正は、経営移譲を通じてより現実的に農地の流動化に寄与するものと考えております。

第四に、農業者年金基金に農地の貸借事業を創設し、山村等担い手不足地域の経営移譲の受け皿を整備すること、農業生産法人の構成員の本制度上の取り扱いを改善することにした点でございます。これらは、今までの制度の矛盾を解消していくものとして大変期待しております。

第五に、加入促進の制度的整備で大きな前進を

見ていることです。他産業従事期間のうち一定期間を空期間通算すること、特定保険料の対象者拡大などは、若い人の加入促進に効果があると見込んでおります。また、加入者が死亡した場合の配偶者の加入特例の措置にも評価をいたしております。

しかし、今回の改正におきまして、私どもの以前からの要望事項であります遺族年金に關しましては財政上の理由から見送らざるを得ないと考えられますが、受給者が死亡した場合に、家族経営の中で最も苦勞をともにしてきた配偶者に全く配慮がないのはいかげな感じがいたします。ぜひ近い将来の実現に向けて検討に着手していただくことを念願しております。

終わりに、農業委員会等には本制度の業務に御苦勞をいただいております。これらの業務執行体制について制度及び財政上の裏づけを含めて整備を求めたいと存じます。

以上、私たちの組織がかねてから要望してきたことの多くが改正案に盛り込まれておりますことに深く感謝を申し上げます。離農給付金制度の期限切れも五月十五日に近づいておりますので、ぜひ本案を一日も早く成立させていただきとうございします。先生方にお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

委員長(仲川幸男君) ありがとうございます。

それでは、次に田代参考人をお願いいたします。

田代参考人。

○参考人(田代洋一君) 田代です。

私は、今まで農村調査を主たる手法として農業構造の研究をしてきました。そういう者の立場でもって若干農村の実態を踏まえながらお話をしてみたいと思います。私どもが長年同一の地域を調査しておりますと、かつては非常に先進的な取り組みをしたという集落が、何十年後に訪ねてみますとかえって停滞している例によくぶつかるわけです。その原因の多くは地域をリードしてきた優秀な農業者たち、この人たちが死ぬまで世帯

主の地位を守っているということのためにかえって地域農業の世代交代がおくられて、そのために停滞してしまうというふうなことがあるわけです。この農業者年金制度は、我々死に譲りというふうな、死んだときに代を譲る、死に譲りというふうな呼んでおりますけれども、死に譲りを一般としてきた農村に、適切な時期に経営移譲をする規範あるいは慣行を持ち込むことで、農家及び地域農業の世代交代の促進に大きく貢献してきたというふうに考えています。

しかし、制度発足以来二十年たちまして、農村人口の高齢化といえますが長寿化といえますか、あるいはサラリーマン後継者がふえてくるといえますか、そういう中でもって、一つは六十歳での画一的な経営移譲、また後継者への一括移譲、こういう制度の根幹部分において必ずしも農家の実態に合わない側面が出てきたのではないでしようか。今回の改正は、このようないわば制度の硬直性を取り除いてより柔軟にしていける、そして農村の実態に即した世代交代と構造政策を促すものとして評価できるのではないかとこのように考えております。

その評価の第一点は、先ほど来出ております年齢の選択制でございます。そもそも農業からのリタイアする年齢といえますのは、これは取り組んでいる経営作目でありまして、これは西日本、東日本、地域によってもかなり異なるわけです。第二点目に、この経営移譲といえますものは、本来は親の年齢によって画一的に決められるものじゃなくて、後継者がどれだけ成長しているか、そのことに即して決められるべきものでありますけれども、最近はそのような農業後継者の方々も、若い間には他産業に就業するということが一般化しています。中では、そういう後継者の成長というものが制度発足時よりもおくれる傾向もなきにしもあらずだと。また三番目に、これだけ長寿化、高齢化していく中でもって、余り早過ぎる移譲というところが元氣な高齢者の生きがいを奪ってしまう、あるいは今後の長い老後に対する不安を高める、そ

ういう心配もあるわけです。

今回の年齢の選択制は、こういう点でもっていわば各農家の家の事情といえますか、そういうものに即した柔軟な対応が可能になってくるものとして評価できるのではないのかというふうに思っている次第です。なお、選択制によって世代交代がおくれるのではないかと、こういう御心配もございします。しかし、その点につきましては、例えば、非常にしっかりした専門的な農業後継者のいるようなそういうお宅の場合には、なるべく早目の移譲に踏み切る。また逆に、サラリーマン後継者の場合には、親御さんが元氣な間は農業継続でもって頑張る、その間に後継者の様子を見ながらあるいは第三者移譲の可能性があるかどうか、そういうことをじっくりと検討しながらそれぞれ家の最適の選択をする。そういうことで、それぞれの家の実情に即した無理のない移譲が可能になってくるのではないだろうか、こういうふうに考えております。

改正の評価の第二点目は、後継者移譲と第三者移譲との併用制といえますか、それが可能になってきた点であると思えます。率直に申しまして、サラリーマン後継者への移譲が半分以上を占めている今日では、サラリーマン後継者がかなりたくさんいる面積の一括移譲を受けると、実際には、勤務との板挟みの中でもってややその農地をもてあまして必ずしも有効利用できない。そういう意味では、制度の趣旨に逆行するようなそういう側面もなきにしもあらずであるわけです。また、第三者移譲は全体の一〇%未満ということでございます。規模拡大という意味での本来の構造政策への効果という点ではやはり限界があるわけです。今回の改正によりまして、後継者移譲と第三者移譲を両方行うことができるようになりますと、まずはサラリーマン後継者に無理のない範囲でもって、二町は無理だけれども一町ならばいいというふうな、無理のない範囲でもって移譲することができるようになる。あるいはまた、当面はサラリーマン後継者に一括移譲をした上でもって、息子の様子を

見ながらこれは無理だなと思つたら第三者に貸し付ける。そういう形でもって農家の実態に即した柔軟な対応が可能になってくるのではないかと思つております。これによりまして、第一に、親としましても先祖伝来の家業としての農業を絶やさずに年金を受給できる。また第二に、これまで遅延として進まなかつた第三者移譲、これに大きな弾みをつけるのではないのか。また三番目に、農地のより有効な利用が促進されるのではないのか、こういうふうに考えております。

けであります。しかも、国際的な情勢の中でも、農産物過剰という中でもって農産物価格を通じる農家への所得の付与ということがなかなか困難になつてくる。そういう中では、農業者年金が持つていきます農家経済なり地域経済を下支えしていく効果、これに対する期待はいよいよ高まつていくだろうというふうに考える次第であります。今回の財政措置は、こういういわば地方へのあるいは農村への年金が持つていける所得移転効果といえますか、そういうものを安定させるものとして高く評価できるだろうというふうに考えております。

また、リタイア後の老後が長くなる中で、終身一定額の年金が給付される、このこともまた老後の安定を図る福祉政策として評価できるのではないかとというふうに考えています。

最後に、若干の注文でございますけれども、この農業者年金は社会福祉的な年金としての側面とそれから構造政策に資するという、この二つの側面を強調してきたわけです。しかし今後は、国際的にもデカップリングとか、そういうことが問題

になっておりますように、農産物価格を通じずに
 直接に農家に所得を付与していく、地域に所得を
 付与していく、こういう政策が国際的にも摩擦の
 ないものとして評価を高めてきているわけです。
 そういう意味におきまして、社会福祉的な側面、

構造政策的な側面に加えて、第三の側面としてやはり地域社会維持的なそういう役割、側面をもっと強調することによって制度の一層の充実が図られるように期待をいたしたいというふうに考えています。

それからまた、法改正にはかわりのないこと
でありますけれども、御承知のようにこの年金制
度は非常に難しく、私どもなかなかよくのみん
めないとありますので、ぜひ農家にわかり
やすい制度ということを心がけていただきたいと

最後の最後でございますけれども、女性の問題でございます。現実には「いえ」の農業を現在では女性の方が担っている、特に専業婦人が担っている、

るといふことが非常に多いわけです。そしてまた、実態としては農地は「いえ」の所有である、これが実態でありますけれども、形式的にはやはり世帯主個人に権利名義がついている。したがって、女性には形式的には農地の権利名義を持っていない、そのことによって年金加入の道を閉ざされている。そういう点では、農村の実態とあるいはば農家の実態と制度との間の乖離はなおこの改正によっても残されているというふうに見られます。今後恐らく農業の仕組み自体が変わっていく、そ

の中の婦人の地位が高まっていくなか、そういう中でもって、そういう営農と農家の実態に即して、かつては農業者にも年金をという声があったわけですが、これから恐らく農業婦人にも年金をというものが強く言われてくるのではないかと。

直ちにこれにこたえるということは難しいと思いますけれども、農業の仕組み全体を変えていく中
でもってこういう次の課題への検討をやはりそろ
そろ開始していった方がいいのではないだろう
か、こういうふうに考えております。

以上で終わります。

○委員長(仲川幸男君) どうもありがとうございます。

次に、森実参考人。

○参考人(森実孝郎君) 年金基金の理事長の森実

でございます。日ごろ基金制度の運営に何かと御尽力を賜っておりますことを、この機会に厚くお礼申し上げますと思います。

本日は、実施機関の立場から、制度の現状、役割及び今回の改正案について若干の所見を申し上げます。

まず、制度の現状でございます。制度発足以来二十年目になりました。急速に農村社会において定着成熟したというよりは、むしろ過成熟と言へる状態に突入してきております。被保険者数は最

近の時点では六十二万六千人、これに対して受給権者数はネットで申し上げますと六十四万六千人という数になっております。

なお年金額は、加入年数の伸び、物価スライド

等を反芻いたしましたして年々ふえてきておりまして、例えば六十五歳未満の経営移譲年金は平均して月六万一千百円という水準になっております。この結果、年金の総額として農村部に所得移転しております額は、平成元年度には二千三百八十億円に達しているわけでございます。年金財政は年々厳しくなっております。平成元年度は、最新時の見込みでは約三百九十八億円の支出超過となるのではないかと思います。当面の給付には、なお最新時の見込みで四千九百億円の資産を持つ

ておりますのでもちろん支障はございませんが、このままでは年金財政の将来は破綻するおそれがあり、この際、年金財政基盤の抜本的な強化措置が求められているところでございます。

げます。本制度は、一つは農業者の老後保障でありもう一つは構造政策の改善効果、構造政策効果ということにあるわけでございますが、具体的に経営移譲を通じた経営主の若返りによる経営の活性化、またその何年かの実績を受けた相続時に

おける農地の細分化防止という、いわば構造政策上の原点のような役割を果たしてきていると思っております。また同時に、今日の農業を取り巻く厳しい環境のもとで、本制度は中核農家への年金額の安定的支給を通じて、中核農家の所得の

下支え、さらには農政転換の下支えという機能を果たしてきたと考えております。

次に、制度の運営上の課題について触れさせていただきます。何といっても未加入者の加入の促進ということが従来からも業務の最重要課題でござ

ございました。しかし、率直に申し上げまして、六十年代以降新規加入者数は年々減少する傾向にあります。その原因は、基本は言うまでもなく母集団である専業的農家の減少でございます。しかし、これ以外に年金財政の将来不安、また具体的に

には経営移譲への不安とか経営の先行きに対する不安、さらに就業形態の変化等、要因がふくそうしていると思われます。特にここ教年間で、制度改正の動きに対する結果待ちの機運がかなり要

因として働いていたものと考えられます。幸い、今回の改正案では、加入の促進という観点からも課題となる幾つかの事項の解決が図られております。

次に、業務の運営について申し上げますが、基金の業務というのは、直接被保険者、受給権者と長期間にわたって接触する、これらの方々の利害と密接に関係するものでございます。その業務の具体的内容は、被保険者、受給者の資格の管理、保険料の収納、経営移譲年金の裁定、支給、離職給付金の支給事業、農地等買入れ資金の貸し付け等の業務があるわけでございますが、特に農家との窓口となつていただいている農業委員会、さらには農業協同組合の協力を得まして、この適正かつ円滑な運営が図られるよう努力しているところでございます。

そこで最後に、今回の制度改正について意見を述べさせていただきます。

政府が、今回の改正案づくりに取り組まれるに当たり、農業者年金が、さきに述べたような重要な政策上の役割を果たしてきたこと、農村、農家にとつて重要な機能を持っているという現実、また中核農家の減少傾向は世界的な趨勢であり、ある意味では構造政策の流れの方向でもあるという事情、また農村の高齢化が急速に進行し、若い農業者の就労の実態や意識の多様化が急速に進んでいるという事情等を直視されまして、本制度を農業、農村の実情により適合した仕組みに改めるとともに、安定した年金財政の基盤の確立に取り組んでいただいたという意味では、今回の改正案はなかなか厳しい条件のもとで、これらの基本課題に正面から取り組んで解決に努められたものとして高く評価させていただいているものでございます。

特に、その内容について、重要な五点について意見を申し上げたいと思います。

一つは、年金財政の長期安定を図るための国庫負担の拡充措置でございます。年金制度という点から申しますと、保険料と給付額とのバランスを

財政の基本に置くということは言うまでもございせんが、農業者年金については、現在の中核農家の減少傾向や農業経営の状況のもとでは、加入者と受給者に負担のすべてを求めることには限界がございします。また、政策的重要性もますます高まっているわけでございします。その意味で、私も国庫からの助成強化ということを強く求めてきたところでございします。今回、年金財政基盤の健全化を図るための抜本措置が講ぜられることにより、今後長期にわたり制度の財政的安定が確実に展望できることになりました。関係各位の御尽力に深く感謝しているところでございします。また同時に、このことが未加入者の加入説得には強力なことになるものと期待しております。

次に、給付体系の変更について触れさせていただきます。今日の農村の高齢化の進行、さらには農業の就労実態から見て、現行の給付体系にはかなりの無理が生じているという実感を率直に言つて持っております。また、六十五歳からの支給額が経営移譲年金、老齢年金合わせましてそれ以前の三五〇の額となることで、何と申しますか、老後保障という面では座りが悪い年金であったというところは否定できないわけでございします。今回の改正案では、経営移譲の時期は従来どおり六十五歳までとするものの、受給開始時期は個々の農家の具体的な事情に応じ六十歳から六十五歳の間で選択できるようにする。また、終身同一額の経営移譲年金を支給しようとするものであり、現実に即した安定感の高い給付体系になるものと受けております。

次に、分割経営移譲方式の導入について触れさせていただきます。現行制度で後継者に移譲する場合、全経営面積を一括して移譲してもらうことになっておりますが、最近における就労の状況から、サラリーマン後継者が譲り受け農地のすべてを耕作することが困難となる事態も発生しております。現場からは、一定の規模までは後継者に残し、それ以外の農地を第三者に移譲しても適格な経営移譲とし、さらに、第三者移譲する面積の比

率が高い場合は、加算つき経営移譲年金の給付を受けられるようにしてほしいということ、また経営移譲後も、そのような分割をしても受給している経営移譲年金の支給停止にならないようにしてほしいという声が強くなっていくわけでございします。また、構造政策という面から見しても、中核農家への農地の集積を無理のない形で段階的に進めていく上において、分割経営移譲方式の導入は大きな機能を果たしていくものと期待しております。

第四は、他産業に従事した加入者の空期間通算でございます。今日の農村の労働力事情を見ますと、農業と他産業との間の農業の労働力の流動性はかなり高まっております。さらに好況が持続する中で季節雇用も長期化するなど、若い農業者を中心に、何と申しますか、様子見の姿勢が出てきていることは否めません。今回の改正案により、途中で一たん他産業へ就労した期間を加入期間に空通算できる措置が講ぜられることで、農業労働力の今後中軸となるUターン層への積極的な対応が可能になりますし、また現在の就労実態に合った改正であるというふうに評価できるものと思っております。

第五は、経営移譲の受け皿の整備でございます。経営移譲の受け皿といたしましては、農業委員会の機能をフルに発揮していただいて受け手の発掘をするのが基本であり、同時に農協による経営受託、県公社の農地保有合理化事業等による積極的な対応が行われるべきものと考えますが、今回の改正案により、これに加えて基金が一時的に借り受ける措置が講ぜられることになれば、多くの地域で経営移譲に対する不安が緩和されることになると思ひます。これは加入促進にも大きなインパクトになるものと期待しております。

以上のほか、離職給付金支給事業の延長継続、また弱年の後継者加入、いわゆる特定後継者加入の要件の緩和、加入者が死亡した場合の配偶者の加入特例、脱退・死亡一時金の給付水準の要件の改善等、かねてから実施機関として要望しております

ました改善事項が積極的に取り入れられております。今回の改正は、将来に向けて制度を安定させていくために必要不可欠な措置であると私どもは受けとめております。特に、離職給付金支給事業は五月十五日に期限切れとなる事情は御案内のとおりでございます。ひとつ、できるだけ早期にこの法案が成立することをこの機会に切にお願い申し上げます。

私どももいたしまして、法案が成立した晩には、加入者、受給者、さらには未加入者に対して十分な理解と協力を得るための周知徹底、PR活動を総力を挙げて実施するとともに、年金制度の円滑かつ適正な運営に努力してまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。
○委員長(仲川幸男君) どうもありがとうございました。

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。
それでは、これより参考人の方々に對して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○細谷昭雄君 秋田選出の細谷でございます。ただいまは、私どもの法案審議に對しまして、御専門の立場から大変貴重な御意見をありがとうございます。要旨につきましては私の意見と大変同感の部分が多いわけでございしますけれども、若干の質問をいたしたいと思います。
最初に、池田参考人、田代参考人にお願ひしたいと思ひますが、これは共通の質問でございします。

この農年は二十年という歳月をけみしましたけれども、これは要するに政策年金、いかにして日本の構造政策を推進するかという観点で生まれたものでございしますが、この年金ばかりではございせんけれども、この構造政策がこの年金制度によつて所期の目的を達成したと評価されておるかどうか。もしも達成されておらない、不十分だとすればその原因は何か、これをお聞かせ願ひいた

いと思います。

○参考人(池田青君) 私は、構造政策を加速的に推進しなげなれば、国際化の中で二十一世紀の農業を展望すると、最大の農政の課題であるというふうに考えております。そういう意味では、年金だけに構造政策の責任をかぶせるということは、これは無理な問題があると思います。やはりもろもろの構造政策を政府は確立して、それを総合的に前進させるその一翼として、この年金制度も構造政策の一翼を担う。従来の年金制度は、その面から見ますと必ずしも十分ではなかったと思うんです。今回の改正案ではそこをさらに一歩二歩進める、あるいは竿頭一歩を進める、こういう形で諸般の改正点が増えられるわけでございます。

そういう意味では、従来にもましてこの政策年金としての年金制度も構造政策にもっと積極的な協力体制が整うのではないかと、こういうふうに理解しております。年金だけでこの問題をやるというのは今後といえどもそれは無理な姿ではないかと、こういうふうに理解しております。

○参考人(田代洋一君) 先ほど申しましたように、日本の農家といえますのは、家といえますか、三際、直系家族といえますか、父から子へ親から子へという、そういう流れの中でもって動いてきたものだと思います。そういう点では、なかなかルールのなかったところに世代交代のルールをきちっとつくっていった、やはり六十歳前後になれば代がかわるんだよ、農家の面がかわるんだよ、こういうことでは私は非常に大きな効果を持っただろうというふうに考えております。

しかしながら、先ほど述べましたように、第三者移譲という点につきましては、残念ながら一〇%未満というところでもってなかなか進まなかったという点は問題を残しているだろうと思ひます。恐らく私も、農村で調査してみまして、これからいろいろと高齢化が進んでいく中でもって第三者移譲に踏み切る方も出てきますので、やや二十年の成果、親から子へという成果が、次は親

から他人へという、そういう形に流れていくだろうというふうに考えております。

○細谷昭雄君 次に、池田参考人と森実参考人にお伺いしたいと思います。

農業団体なりないしは基金の方でいろんな要望をされたと思うんです。その要望された点がいろいろ実現されておるわけですが、先ほど積み残した部分として、共通の問題点として出されたのがいわゆる遺族年金の問題でございます。

先ほど田代参考人から、私もが始終主張しておりますいわゆる女性の問題、妻や嫁さん、こういった皆さんの現在の農村における農業経営の位置、こういったものを非常に私たちが重視するわけでございます。そこで、遺族年金という問題が特に現実的な問題になってくるわけでありまして、これは財政上の負担ということで現在我々も何回も要求しておるんですが、できない現状でございます。ある程度これを負担する、もう自己負担するという点までいけば農業団体は踏み込むことができますか。

○参考人(池田青君) 先ほど、私も最後に遺族年金の問題はひとつ今後の課題として積極的に政府も考えてもらいたい、こういうことを申し上げました。

今お話しのように、日本の農業の大宗は家族経営であり、しかも夫婦が中心になっておるという姿、そういう中で、非常に経営そのものから見て重要な女性役割を持っておる、こういうことになるわけですが、ただこの制度が土地利用型農業、土地を軸としておるという、土地の権利、これに関連した形で整理されている。そこに、経営の主体権というものは土地の所有なりそういうことと関連して一人の人に、それが主として主人の方に姿がなっている。こういうところに一つの問題があるというわけでございます。制度の仕組みから見てやはり婦人の加入という問題がどういうふうになるか、家族経営の中で夫婦一体になってやっているというものを土地の権

利に関連した形の制度の仕組みになっている、この辺の難しい問題が一つあるわけでございます。

ただ、遺族年金については、実態がそういう形で婦人がやっておるわけでございますから、これは掛金をさらに掛けて遺族年金という問題をやるのは、今の農家経済の実態から見たら相当酷である。主としてこれは政府が負担をする。しかし、その負担と滑り出しの姿は、経営がもっと確立していけばこれは負担の余力も出てくるというようになことを含めながら、中期的にこの辺の問題を次の再計算期ごろには十分考えていただきたい。婦人の加入の問題は、今の権利の問題が付随しているという問題との関係で非常に難しい問題を持っておりますが、これはいろいろ今後の課題としては考える問題ではないかというふうに思います。

国民年金の改正の中で、いわゆる付加年金として地域年金その他の問題が新しく付加されますが、そういうものでとらええずは救うというようにすることがいいのかどうか、これは問題があると思ひますが、何か婦人の問題は実態との関連で、遺族年金はもとよりですが、加入の問題等を含めて今後考えなきゃならぬ問題ではないか。ただ、権利に関連する問題が底辺にきちっとありますから、これは制度の仕組みの問題をどうするか、根本的な問題が絡んでいるのでさらに検討する今後の課題ではないか、こういうふうに考えております。

以上であります。

○参考人(森実孝郎君) 遺族年金の問題は、私も実施機関の立場で末端から強い要望があることをかねてから承知しております。しかし、これはなかなか難しい問題があり、その事情をお話しすると、また農家の皆さんの対応もなかなか複雑であるということは事実でございます。難しい側面と申しますのは、一つは今、池田参考人もおっしゃって土地の権利、名義に着目しての議論の問題です。それからもう一つは、これは保険料に直結してくる話だと、保険料を引き上げて遺族年金をやった方がいいかどうかという議論にな

ると、率直に申し上げて受給者の皆さんは賛成、加入者の皆さんでも、年配の方は賛成するが若い方は首をひねるというふうななかなか難しい側面があるわけでございます。しかし、平均しまして奥さんが大体四、五歳若い、しかも四、五歳長生きされる。大体合わせて十年ぐらい後に続くということになる大変な負担になるわけでございます。その負担をどう吸収するかになると、保険料の問題は避けて通れないという側面があるわけでございます。

そこで私は、これは専門的な立場でもう一回農家の皆さんの意向も踏まえて、よく会話をしながら時間をかけて議論を進めてみる必要があると思ひます。その場合、大変重要なことは、婦人問題の一環として議論することが重要なんじゃないか。事業的な農家の中でも、一人の労働力で大体主として賄われている経営と、二人以上労働力がかかる経営があるわけでございます。主要な労働力が、基幹労働力が一人で賄われている経営の場合、婦人がかなり主力の経営もあるわけです。むしろ私は、そういうところは婦人加入を、奥さんに使用収益権を設定して婦人加入を進めることが本筋ではないかと思ひます。平均でも約四〇%ありますし、特に今三十代の階層では八〇%から一〇%ぐらいの高い数字になってきております。そうしますと、御主人がサラリーマンで奥さんは全く独立して農業という形もあるわけで、むしろそういう形はできるだけ進めた方がいいというふうに思ひます。

さて問題は、もう一つ、どうしても夫婦が年間を通じて働かなければならない大規模経営、例えば稲作で言えば十ヘクタールの経営とか、あるいは搾乳牛で言えば三十頭とか五十頭の経営をどう受けとめるかです。こういう方々の要望は、保険料は倍払ってもいいから二人加入を認めてくれという要望もあります。こういった問題も婦人問題の一環として遺族年金とあわせて議論をする必要があるのではないかと、いずれにせよ数字に絡む問題でございますし、また同じ関係者の中でも利害

の対立もある問題でございますから、少し専門的に論議を詰める必要があるだろうと思っております。

○細谷昭雄君 小川原参考人にお伺いいたします。

先ほど掛金の問題が出たわけでございます。御案内のとおり、いろいろ提案が出たのは十二月だったと思いますが、あの当時は千円でございました。毎年千円ずつ上げていく。それに對しまして、議会側でも我々大いに反對いたしまして結果的には八百円というふうに着いておるわけですが、問題は、いわゆる給付を多くするということが負担が多くなるということに、裏腹の関係にございまして、現在のいわば被保険者、保険を掛けておる皆さん方が、実際の農家経済に比して非常に負担が重いというふうにお考えなのか、いやもう少し掛けてもいいというふうにお考えなのか、そこら辺の実態はどうなんでしょうか。

○参考人(小川原俊夫君) それでは御質問にお答えいたします。

年金の掛金でございますけれども、承知してるところでは、最初の我々に教えられたのは千円という線でございますが、皆さんの御努力によりまして八百円という線でございます。それも、この法律改正におきまして、我々加入者、農家におきましては痛みを若干分け合わなければならぬというふうな観点で、今までも八百円で五年間やってきたわけでございまして、来年で終わってしまうような、また財政再計算までに五年八百円ずつ上げる、それ以後はどうなるかわからないというふうなお話を聞いておりますが、何しろ我々農家といたしましても、米価はあのようでございますし、農産物は低迷の一途をたどっておりますのでございまして、国民年金にも夫婦で納めなければならぬ、その上また余計になるということになれば、大変農家経済に對して、各家庭に對して大変負担でございますので、痛みを分け合うというところでこの線で五年間をやつて、我々も農家の

人に説得をしようと思うわけでございますが、何分ひとつよろしくお願ひいたします。

○細谷昭雄君 田代参考人に二つの点でお伺いしたいと思ふんです。

一つは、先生先ほどお話がございました。私たちも大変その点を五年前にもいろいろ議論いたしました。それは、確かにこの農年の二面性があるわけですが、一つは政策年金の面と、もう一つは老後保障という点と二つあるわけですが、どう考えても、どうも老後保障の面でバランスが崩れておるのじゃないか、私たちはそういう主張をしてゐるわけですが、もう少し老後保障の面にウェイトを置くべきじゃないか。確かに政策年金でございますので、移譲年金、こちらの方にウェイトを置くというのとはわかるけれども、先ほど言いましたように社会情勢がどんどん変わつてきておる。そういう中で、もっとウェイトを移すべきじゃないかという主張を私たちはしてゐるわけでありまして、先生の御研究の立場からすれば、その点いかがかという点。

もう一つは、これは私たちが評価しておりますし、非常に努力されたと思ひますが、財政の健全化の問題でございます。今回は特に、何といひますか、法律の附則に財政支出を明記するという今までにない画期的ないわば法案の出し方をしているわけでありまして、大変な大きな、私たちの立場からいいますとこれは評価すべき点だと思ひますけれども、ただ少なくとも昨年の今ごろの前の状況であります、あのとおりの農業いじめ、本場に農業過保護論ということが非常に花盛りでございまして、このような財政負担をかなり長期にわたつて、少なくとも平成八年までこれを続ける、しかも法律に明記をするというそのことが一般の担税者、都市の市民、こういつた人方にどのよう支持され、受け入れられるのか。この点が、私たちが非常に心配をしてゐるところでございまして、その二点について、先生の専門のお立場からお教え願ひがあればありがたいと思ひます。

○参考人(田代洋一君) 第一点目の老後保障の面

をもつと強調すべきではないかというお話でございました。

御承知のように、ヨーロッパ等々、ドイツ、フランス等でもかなり手厚い老後保障というところで、そういう制度が仕組まれているのでございまして。しかし、日本の実態というのを考えていきますと、これだけ自給率が低い、片方では過剰がありながらこれだけ自給率が低い。しかも、その背景になかなか構造政策は進まないというふうな現実を考えると、ヨーロッパのように既に過剰を抱えて生産を刺激するよりも、老後の保障、所得の直接的な付与という形と、日本のこれだけ自給率の低い中であつて、やはりよりよい農業構造を目指すという点との間には差があるのではないかと。そういう意味におきまして、日本のそういう特殊事情として構造政策的な側面を強調することは避けて通れない問題ではないだろうかというふうにお考えをしております。

それから二点目の、一般の担税者の負担感といふことについて調査したことはございませぬので、なかなか答えられない側面もあるかと思ひます。しかし、御承知だと思ひますけれども、農村に我々実態調査に行きますと、やっぱりリタイアした後もまだ格差がつくんですね。勤めているときに勤め人の方が給料がよくて農業者の方が所得が少ないという現実があるわけですが、勤め人も、働けなくなつてからもまだ格差があるというところは、これは自分が働けたときだから取り返せませんけれども、働けなくなつたらもう取り返せないことです。それから、そういう側面について国民的な規模でもってカバーをしていく。と同時に、農業者としても自給率を高める、もっと農地の有効利用をするという形でもって国民の負担にたえる、そういう側面でもって御理解をいただくことではないだろうか、こういうふうにお考えをしております。

○谷本義君 参考人の皆さん、大変きょうは御苦

る点を中心にして、皆さんの御意見を伺いたいと思ひます。

まず最初に、池田参考人に伺いたのであります。それは、この制度における農業生産法人構成員の扱いの問題についてであります。政府のこれまでの構造政策は中核農家の育成に中心が置かれてまいりました。同時に、最近生産の集団化、協業化等による規模拡大、これが構造政策のもう一つの柱に据えられるようになってきました。ところが、この年金制度は個別的農家の規模拡大は対象にしてゐるものでありますが、法人組織については極めて冷やかそのものであります。農産物の市場開放が進んでいく中で、これからどういふ規模拡大をすべきか。市町村の段階にまいるというのと、村ぐるみの共同化をやつたらどうか、集落別の共同化をやつたらどうかといった議論が多くなつてまいりました。

先ほど池田参考人の話を伺いますという、農業生産法人の扱いに触れた御発言の中で、工夫はされているが重要な意味を持つので条件整備を望むとおっしゃいました。こうした法人組織を対象としていく上でどういふ問題解決が必要なのか。また、池田参考人が言われました条件整備の中身、これをひとつ教えていただきたいということでありまして。

○参考人(池田青君) 今、谷本委員が言われましたように、いろんな意見が、農業の展望の中でどういふ形の農業の形態を将来つくり上げていくか。現在、個別経営が軸になっていることは御案内のとおりでございます。また、協業とか集団とか、こういう議論もございまして。しかし、協業、集団にいたしましても共同経営ではございませぬから、やっぱり個別経営の集まりにこれはなるわけでございます。農業生産法人というものは経営体としての人格を持つわけでございまして、個別経営からの発展形態としては、この生産法人というのとはとも日本の農政の中でもこの位置づけをして高く評価をしながら、この育成を図るということとは絶対必要な一つの姿ではないかとい

うのが私の考え方でございます。
ところが、有限会社等の法人がだんだんできてまいりますと、これは当然厚生年金に入るといふ問題になってくるわけでございます。そこで、実はこの生産法人の従事者というものが、やはり農業をやっているわけでございますから、この農業者年金に入れるあるいは今入っている者はそのまま継続できる。こういう問題を、法律上は当然厚生年金に入らなければならぬ。この辺のジレンマが非常にたくさんあるわけで、特に、北先生おいでですが、北海道にはその辺の事例がたくさんあるわけでございます。

この辺を今回の改正の中で、制度として整備をするということになりますと、厚生年金からそれを除外できるということになりますとこれはなかなか問題がありますので、具体的にはその生産法人の実態との関連におきまして、この農業者年金に加入している者はそのまま続けても厚生年金の方に移らなくてもよろしい、あるいはこれから農業者年金に入ることも認める。こういうようなことを実はひとつ、制度を整備ということになりますと、法律の問題になりますとこれは大変でございますが、運用上、この際ひとつぜひとりあえずは解決してもらいたい。こういうのが私の念願であります。生産法人は農業者年金に入るのが基本であって、厚生年金に入る必要はないんだと、こういうことまでいきますと、これはなかなか大変な年金制度の仕組みの中にあつてきが出てまいりますので、実態に即した運営の改善をしていただきたい、これが念願でございます。

また、その辺は厚生省におきましても割り切れない問題があるが、その運用の実態からはひとつそれを認めるといえますか、積極的ではないけれどもその辺は運用上了承していく、こういうような考え方もあるようでございますので、そういう格好で当面はやる以外にはないのではないかとこのように考えております。

○谷本議員 続きまして、担い手不足地域における経営移譲の受け皿整備のことにつきまして、森

実参考人と池田参考人から御意見を伺いたいと存じます。

これは、統計数字は全くわからないことなのでありますけれども、中山間部を歩いてみますと、うと、借り手がなく、不耕作地がふえているという状況が多くなつてまいりました。平場の場合でも、金をつけても借りてくれる人がないという例が中にはあるような状況となつてきております。農業生産を担つておる皆さんの労働力のリタイアのピーク時というものが、あと六年後だろうというふうになつておるところであります。こうした状況が進んでいきますと、農地についての買い手、借り手がなくなつて、年金を掛けてきた人に、受給資格はできたが受給することはできないといったような状況が起こる可能性がかなり強いように私は思われます。

申し上げるまでもなく、この年金制度は当然加入の政策年金でありますから、借り手がなく、買い手がなく、したがって年金を出すことができませんというのではつじつまが合わないということになるわけであります。経営移譲への受け皿整備、これをやればきちんとしておこなふならぬというところになるわけでございます。今度の改正を見てみますと、借り受け、売り渡しについても年金基金が扱うというふうなことになるてまいりました。

そこで、まず初めに森実参考人に伺いたいのです。ありますが、現行制度でいきますと、六十三年に基金が扱った売買はたつたの一件であつた。これが平成元年になりますと、これまたたつたの八件であつたというふうな状況であります。制度があるのだから現実には機能しないのか、その理由は一体何なのか。さらにはまた、今度の改正で、今後借り手がなく、受け手がなくという状況がかなりふえてきたとしても、今度の改正案だつたら十分対応できるという改正案なのかどうなのか。もちろん限界があるとは思いますが、その辺のことについて伺いたいと思つております。それから、池田参考人に伺いたいと思つております。

は、やはり経営移譲の受け皿整備というものは、もう一つの問題として条件不利地域の地帯が農業生産で生きられる、そういう農政を強化していかないとどうにもしようがないだろうという、もう一つの問題があるだろうと思つております。そうした条件不利地対策問題について農政としてどういふことを考えていけばいいのか。さらにまた、農政以外の問題でも多くの問題があるように存じますが、そうしたことについて御所見をお願い申し上げます。

○参考人(森実参考人) まず第一に、現在の売買の現状でございます。確かに、非常に抑制的という現実が少なくないわけでございます。これは、実は政策的な土地取得金融を補完するという性格で出されたものでございまして、例えば農地の売り手がある、それを買い手が数人あるというふうな場合に私も売買に介入していく。それで長期にわたつて分割払いで、実質的には長期低利融資等を行う機能を果たしているという、そういう意味においてはいわば農年加入者への利益還元という趣旨で出されたわけでございますけれども、基本的には長期低利融資を補完する制度という意味でございます。私は受け皿の問題としては基本論ではないだろうと思つております。

さて、受け皿の問題でございます。もうこれも釈迦に説法でございますから率直に申し上げますと、中山間部と一部の平場で雇用機会、所得機会の少ない地域ではなかなか受け皿がない。それをどうやるかというところについては、やはり基本は農業委員会のあつて貸し借りの受け手を捜していく、あるいは農地保有合理化法人の活用を図っていく、それから農協の経営受委託を活用していくといふことが私は基本だろうと思つてます。しかし、現実にはそれぞれのお立場があつてなかなかこなせないという場合には、補充的には何か受けるところがなきやいかぬだろう。そういう意味で私も当基金が受けるということになつたわけです。

率直に申しまして、今受け手がなくという問題

をちょっと内容的に分析してみますと、しばらくはないが、いろいろ努力をすれば、若干の時間をかければ、二、三年かければ解決するであろうという状況の場合と、なかなか、本質的にないという場合と二通りあるわけでございます。私は、前者の方にはかなり機能できるだろうと思つております。後者の問題は非常に難しい問題で、むしろ農政全体としてそういう耕作放棄の危険のある土地をどう受けとめるかという議論の中で受けとめていただく。その中で、どういふふうな機能するかということをし時間かけて検討していただく必要があると思つてます。

私も、そういう意味においては補充的な機能はないしつなぎの機能が、基金の実際の財政能力なり業務運営能力から見て限界であることは否めないだろうと思つてます。しかし、それだからといって経営移譲の相手方がない、受けてくれと言われた場合はそれを拒否するということは好ましくないわけで、それはやはり受けとめて考えていく。少し役所にも御意見を申し上げながら詰めていきたいと思います。

○参考人(池田参考人) これは非常にこれから難しい、しかも大事な問題の指摘だと思つてます。現在、安全保障というふうな言葉がございまして、日本の国で今、五百五十万ヘクタールを既に割つてきている、農地がむしろ減つた方がいいのではないかと、いろいろな話までございまして。農業は平たん地をやつたらよろしい、中山間地帯は、もうこれはあきらめてもいいじゃないかと、うんとでない議論がだんだん出る危険さもあるわけでございまして。我が国が安全保障を考える場合には、やはり土地の面積、しかもそれは農耕地として適するものは何としてもこれは守っていく、こういう基本的なラインが絶対に私は必要であらうと思つてます。そういう意味で、過疎化しつつある中山間地帯をどうするかということは非常に大きな課題であります。

政府におきましても今、国会で審議されている予算の中にはその辺の手当てをできるだけしよう

というようなことがありますけれども、とても私は十分ではないというふうに考えております。基盤整備一つを考えましても、これは平場と違って大変な金がかかるわけでございます。その利子負担等におまして、国がある程度援助しようということも考えておりますが、その辺の問題は、従来の農政が全国画一的に行われていたという問題を、中山間地帯を守り抜いてそこに整々とした農業が営まれるというようなことは、日本の安全保障の観点から大事な問題であつて、これはひとつ想を切りかえてやる。頭を切りかえてどうするかというような問題を考える時期に来ておるのではないかと。

言うなれば、例えばヨーロッパなんかにおきましても、そういう問題が、国境地帯を含めながらいろんな形の具体的な生産が行われ、場合によればいわゆるデカップリングといいますが、所得補償的な問題を含めながら、とにかく中山間地帯が荒れていって農業がなくなるのではなくて、今受け皿の問題がそこへひとつ入り込むわけでございますが、いろんなことを工夫して新しいアイデアで、新しい姿勢でこの問題に対応すべきではないか。受け皿の問題は本当に年金から見ますと心配でございます。

私どもの方で今、広く国民全体から農業をやる人、いわゆる新規参入につきましてもあつせん行為を行おうとしておるわけでございます。日本国民全体の中には、とにかく中山間地帯でも、もし土地があるならばそこで農業をやってみたいというような者もおるわけでございます。しかし、それは経営から見ましたらなかなかさるばんが簡単に合いません。その辺を含めて中山間地帯を本当にどうするかという問題は、新しい発想を含めながら対応しなきゃならぬ政策の大変大きな課題ではないか。今ここで何をしたらいいかということをも具体的に申し上げるまでの勉強をしておりませんが、そういう問題意識を持っているということをおし上げたいと思ひます。

○谷本 森さん、これはあなたにお

尋ねるのはちょっとあるいは酷かもしれませんけれども、農地保有合理化法人、それからまた農協の経営委託事業ですね、これが現実には機能しない、うまく機能しないということをよく私も村回りをしましても聞くんですよ。これが、現実には機能できるようにしていくのはどういう工夫をすればいいの、ひとつ考え方があつたら聞かせていただけないか。そこをしっかりとせぬと、もう受給資格は出たけれどももらえないという状況がかなり出てきますよ。

○参考人(森実孝郎君) これは、基金の理事長という立場じゃなくて、全くの私見にわたることでございますが、堪忍していただきます。

私は、今のものでは農地保有合理化法人も農協の経営委託も限度があるだろうと思ひます。やっぱり立地条件の悪い土地、それから特に分散錯雑の場合、この問題が起つてくるという本質があることは否めないと思ひます。そこで一つの問題は、市町村の区域を超えた土地の利用調整というのをまず農業の中で考えていただくということが、一つの解決へのアプローチであらうと思ひます。

もう一つは、これは恐らくあるいは池田さんあたりから反対があるかもしれないけれども、当面農業として利用する見込みがないものについては、今の例えば、ふるさと創生論というのには必ずしも地域の住民にふるさとを再認識させるだけではなくて、東京とか大都市の住民に、新しい自然に親しむふるさとを持つてもらうという意味も含めて考えるべきだと私は思つておりますし、そういう意味で、むしろ都市住民の中でホビーとして農業なり自然に親しむための道筋というものを本格的に考えた方がいいのじゃないか、単なる自然破壊とかにゆだねるだけではなくてそういう側面、当面はこんなアプローチがどうも要るのではないだろうかと思つております。

○谷本 森君 次に、田代参考人に伺いたいと思ひます。結論から申し上げますと、どんな農業構造をこれから描いていけばいいのか、そして

それと本年金制度のあり方とかかわりですね、そのことについて若干御所見を伺いたいと思ひます。

これまで農業の安定産地といひますと、技術水準の高い中核農家がおつて、そして周辺に農業の豊富な労働力がある、これがうまく組み合わせられますと安定産地としてうまくいくという実情というものを私も多く見てまいりました。最近さらには、こうした問題とともに有機複合生産、そして環境保全型農業、これを追求すべきだという声が都市サイドの中からも多くなつてまいりました。そういう意味合いからしますと、この農年制度というのは中核農家育成一本やりであつていいのかどうなのかということについて、私はいささか疑問を持たざるを得ない面があるのです。

例えば私の、これは当たつておるかどうかわからぬのでありますが、調べたところによりますと、西ドイツの農業者年金は出発当初は離農年金であつた。それが八六年を契機にいたしまして、低所得農業主への保険料補助制度などに見るように、人を確保するための制度に変わりはじめてきた。これは何を意味するかというと、産地の安定化ということと、もう一つは先ほど田代参考人が言われた地域社会の維持問題、そして人口の都市集中化を避けていくという、こういうふうな政策判断もあつてのことではないかと思ひます。日本の場合に、既に農産物市場は総開放も等しい状況に今なつてきておるわけであります、そんな状況の中で輸入農産物がふえていく、そして日本列島が過疎と過密の二極化の方向になり始めてきているというふうな状況からしますと、都市問題を解決していく上でもこれからの農業構造というのをどういうふうな想定していけばいいのか、その辺の点について先生の御所見を承りたいのであります。

また、さらにもう一つの問題は、これは先生自身のお話の中でも既に出ておるわけでありますけれども、女性の問題ですね。農業というのは、こ

れまで経済的資源としてとらえられてきましたけれども、最近では豊かな暮らしを実現する生活資源としてとらえられるという側面が強くなつてきておるわけであります、そういう意味でも婦人の担い手の出番の時代に私は来たと思ひます。そんな点も含めて、先生の御所見をお聞かせいただきたいのです。

○参考人(田代洋一君) まず、第一点目の年金と農業構造とかかわりといひますか、どういふ経営をイメージしていくのか、それとヨーロッパとの比較ということでございますけれども、私が申し上げるまでもなく、西ドイツなんかでありますとかかなり兼業農家も多いわけでありまして、もう一つ比較されますフランスなんかに行きますとかかなり専業農家が多い。しかも西ドイツと日本に比べても、やはりあちらの方が専業農家が多いという形になつておるわけなんです。したがって、一方で厚生年金が整備されているのももつて、しかも広範な安定兼業農家がふえてくるという中で、そちらの方でもってカバーされるものが出てくるとしますと、農業者年金として主として担うべきは専業的な、中核的な農家になってくるだろうというふうな、日本の全体の仕組みからしてそういうふうな考えることにならうかと思ひます。

どういふ農業構造をいふことで、先ほど農業生産法人、有限会社のお話も出ましたけれども、これは社会主義も含めて、それからまた資本主義諸国を含めましてもう一度家族経営が見直されている。中国等においてもやはり家族経営の復活ということが出てくる。そういう中ではこの家族による小経営といひますか、これがその大宗を担つていくものであるだろう。しかも日本の場合には、家族経営でも世界でもまれな直系家族といひますか、三際家族といひますか、こういう形になっていますので、そういう構造を一応健全なものとした上で、もうその世代交代を回つていく、こういう年金の仕組みは日本の社会、世界でもまれな日本の社会にフィットしたものであるというふうな考えております。

しかし問題は、御承知のように農業者年金に加入している方でも、結構百日、百五十日と日雇い兼業なんかに出ていっている、規模も一町五反とか二町とか比較的規模も中途半端である、こういう方々は現在非常に苦しい状況にございますので、そういうところでも、先ほど出ていました掛金の問題でありますとか農家負担の問題も出てくると思います。こういう人たちがどうやっていけば地域の中核的な担い手にしていくといひますか、そういう努力はどうしても必要ではないだろうか、問題はこの辺が一番苦しいところではないだろうかというふうに私は見ております。

それからまた、二点目の婦人の問題でございますけれども、先ほど家族経営、親から子へという縦のつながりと同時に、夫と妻という横のつながりといひますか、それが両方で支えておるわけでありまして、ちょっと変な話ですけども、私なんか女房と共稼ぎでございまして、マンションを買つてもこれはやっぱり共有名義に当然なるわけでございます、そういうことを考えていきますと、先ほどの年金と絡めてもやはり農業なり農地所有なり、農業経営の仕組み全体が骨組みが変わっていく中で、この年金と女性とのかかわりといふことも考えていかないと無理が生じるのではないだろうか、いろんな摩擦が連つたところで生じるのではないだろうかという感じがします。先ほど、森実参考人から使用収益権の設定とか、そういうお話もございました。最終的には、しかし農地保有自体に働く婦人がどういふふうにかかわっていくのかといふことがあるのじゃないだろうかといふふうに考えております。

○谷本鶴君 最後に、池田参考人にお願いをいたします。

それは、農業委員会の業務執行上の法的な位置づけの問題であります。農業者年金の業務は、申し上げるまでもなく年金基金の市町村への委託契約、これを基本としておるわけでありまして、そして農業委員会はその下請といふことになっております。形式から見ますとそうなんですけれども、

も、実態から見ますと農業委員会が果たしている役割といふのは極めて大きい。そしてまた、農業委員会は行政的にも独立した行政委員会でありまして、ところが、この関係法律をひもといてみますと、いふところその関係のことは全く出てこないんです、不思議なこと。やはりこれは、業務執行上の位置づけは法的にもきちんと整備されるべきだといふふうに考えますが、池田参考人のお考えがどうなのか。そしてまた、できるならばその中身についても御意見を願ひたいと存じます。

○参考人(池田吉君) 今おっしゃるような問題が、農業委員会として何かこの制度改正と絡んでしつかり位置づけが制度的にも行われるということをお願いしておるわけで、この点は従来からも繰り返しお願いをした問題でございます。

御案内のように、農業委員会は独立した執行機関ではございませんけれども、予算の執行権がないといふようなこともあつて、農業委員会と農協との関係は人格があり、農協は農協と市町村になつておつて、それで括弧して農業委員会と書いてあるんです、括弧して。実態は、農業委員会にやつてもらふんです、いふことですが、このことが括弧ではなくて、農協と農業委員会といふふうな制度的にも仕組まれるのが一番望ましい。それがどうしても農業委員会に予算執行権その他がないという問題との関連ならば、市町村と農業委員会の関係、ひとつこれは農業委員会がやる仕事であるといふことを市町村の、私は細かいことはよくわかりませんが、市町村が業務をばつたり委任するといふようなことを明確にして、何か中途半端な格好で実態は農業委員会がやつて、何か中途半端な格好で実態は農業委員会を事実上取れるといふような形の制度の整備をぜひお願いしたい。

なお、このことにつきましては、ひとつ何とかが当委員会におきましてその辺を強く、これは法律問題ではないようでございますが、聞くところによりますと、省令等でこの辺の問題を今回は工夫してみたいといふことが政府の側にもあるようでございますので、強くその点を附帯決議その他で御要望を願ひたい、要請を願ひたいといふことを私からもお願い申し上げたいと思ひます。

以上であります。

○一井淳治君 一井でございますけれども、まず小川原参考人に二点ばかりお尋ねをさせていただきます。

第一点は掛金の問題でございます。国民年金の掛金もあわせて払わなければいけないわけですが、農家の実態からして農業者年金の掛金といふのは相当負担になつていくかどうか、その辺のことについてお尋ねをしたいと思います。それから、年金の掛金を払わない未払い者が非常に多いわけですが、この未払い者が出る原因についてもあわせてお尋ねしたいと思います。

それから第二点は、妻の年金加入、年金受給の問題でございますけれども、農業経営の実態からして妻の加入あるいは妻の受給がどういふことと必要なのかといふ、農業経営の実態からの必要性の問題。それからまた、いろいろお仕事をなさつておられます、こういう方法、例えばまず任意加入から始めるべきであるとか、何か始めるにいつて一気にはなかなかいかないでしようけれども、こういうところから進めていったらいいのじゃないかといふふうなお考えでもありましたらお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(小川原俊夫君) それではお答えいたします。年金の掛金の問題で未払いという線でございますけれども、その実態も我々が現場においての大体聞くとところによりまして、この改正であれば何とか掛金も掛けられるという線もあるかもしれないけれども、今まではマスコミとかさきまの面で農業者年金は危ういんじゃないかといふようなことで、またその未払いといふことは、加入したけれども他産業に従事しているといふようなこと

で、先は不安、他産業については弁当を携えて土方に行くといふような線であれば、やっぱり土方に行つた方が最終的には例えばこれは社員にもなれる。そうすると、厚生年金を払うということになれば、またそれで我々も苦慮しておるところでございますけれども、今まではそういうような状態で、これから制度改正になれば、本当に長期安定といふようなことで目標が立つわけでございますので、それについて我々もそれを督促して払うような線に持っていきたいと思ひます。

○一井淳治君 もう一点、後の方を。

○参考人(小川原俊夫君) 婦人加入の問題でございますが、それらにつきましても、現場の声といふことでございまして、我々もいたしまして、年に一度の総会とかあるいは大会、研修会といふようなことで、各組織から役員を集めて行事をやる、改正の問題とかさきまの問題をやつていくわけでございます。その時点におきまして、この婦人問題を何とか解決してくれといふような声がありますので、おまえ一番偉いだから、中央へ行つてそれを要請をしていこうといふような会議の質問でございます、それらにつきましても、きょうこういうような機会によりよくお願いを申し上げる次第でございます。

終わります。

○一井淳治君 池田参考人にお尋ねいたしますけれども、ただいまの婦人の問題でございます。これは、個人的な、思ひつきの御見解でも結構だと思ひますけれども、財政上の問題といふのが何といひますとも一番大変な問題でございますが、一挙にいけないにしても、だんだんといふふうな進め方もあるといふふうなお考えがあらうたらお尋ねをしたいと思ひます。

○参考人(池田吉君) 婦人の問題は、一つは遺族年金の問題、加入の問題、二つあるわけでございます。遺族年金につきましては、これはその仕組みの仕方において、逐次段階的にやれる方法もあるの

ではないか、これが私の個人的な見解でござい
ます。やはりこれは政府の財政にかなり依存しな
ければスタートができない、掛金をやたらに上げ
るというところは限界がある、こういうことでござ
いますので、どこから段階的に手をつけるかとい
うことです。その辺は、今ここでこういう格好はど
うかということも申し上げられませんが、そうい
うような問題として具体的にスタートを切ること
は、段階的にこれをさらに改善していくという形
で一定の遺族年金の水準に持つていく、という
ことは可能ではないかというふうに考えておりま
す。

それから加入の問題は、先ほども繰り返し申
上げましたが、森実参考人も言っておりますけ
れども、農家の実態は家族経営の中では全く差が
ない、使用収益権を農家に移譲すればこれはもう
年金の正当な加入資格を持つわけですから、これ
でやるのならこれは簡単に解決いたしますが、な
かなかそうはいかない。やっぱり土地の権利関係
はどうしてもおやじがある程度握っているとい
う仕組みを簡単に変えることは、かえって農家の
いろいろな問題に傷がつくということもありま
しょうし、その辺は、権利の所在との関係ででき
ている制度ですからなかなか難しい問題がある
と思ひます。

しかし、この問題は将来構造政策がある一定
の水準までいきまして、ヨーロッパ水準のよう
にいわゆる家族経営を主体として、法人等を含め
て日本の農業生産のシェアをそれぞれの作目にお
いて相当担う、こういう段階まで来ますと、これは
むしろそういう農家をいかにして保全をするかとい
う問題に年金の性格は変わってくると思うわけ
でございします。そういう段階になれば今のよう
な問題はおのずから解決してくるのではないかと、土地
の権利に依存しないような年金制度というもの
もでき上がるのではないかと。そうならば養老
と養老その他、農業は土地利用型ではないの
でございしますから、それらを包括した年金制度
というものが考究されてしかるべき時期が来るので

はないか。一日も早くこの年金制度がそういう問
題に肩がわりできる時期を私はお願いしたいと
思ひます。

○一井津治君 あと田代参考人と森実参考人に一
緒にお尋ねしたいと思ひます。

田代参考人にお尋ねしたい点は、若い後継者が
なかなか加入してこないんですね。その原因ある
いは対策というふうなものがありませんか。簡潔に
お答えいただきたいというところでございします。

それから森実参考人に対しては、強制徴収
をされておられませんか。農協にはちゃんと大変
な預金があるんだけれども、未払い者をそのまま
ほうっておくというふうなことがあります。強
制徴収をされない何か理由があればおっしゃって
いただきたいというわけでございします。

○参考人(田代洋一君) 簡単にいうことであり
ますので。

若い後継者が参加しない理由の一点は、極めて
将来が不安定であつて、自分自身の将来が不安定
ということと年金の将来が不安定である、したが
ってここに掛けることができない、そういうこと
であると思ひます。したがって、前者の方の農業
自体の将来が不安定であるということについて
は、これはやっぱり農業政策全体でもって確固と
した日本はこれだけの自給率を守るといふ、そう
いうことがどうしても必要だろう。後者の年金の
不安定性ということにつきましては、今回プラス
四百億という中ではかなり信頼感が出てくるだろ
うというふうに見ております。

○参考人(森実孝郎君) 保険料の未払いの問題で
ございします。実は私は、実態的には農業者年金
の保険料の未払いはほとんどないという見方をし
ております。どういふ場合があるのかと申します
と二通りございまして、一つは保険料を納付でき
る期間、つまり逆に言うとき効期間というものは二
年あるわけですから、そこで都合のいいときとめて
払おうといつて毎月きつと払わないという方が
今までかなりあつた、それが過渡的に未払いとい
う数字で出てくるという問題が一つあるわけ

です。

それからもう一つは、経営移譲を行います際、
私も後継者加入をできるだけ勧奨するわけで
す。そうすると、入りたくないだけども、そ
れじゃ一回だけ払つておこうかということで一回
払つておいてあとやめてしまふというケースがあ
るんです。私ももちよつと仲間内ではぜい肉と言
っているんですが、これは好ましいことではない
ので、余り無理をするなというのを私申し上げて
おるんです。実質的には余り保険料の未払いはな
いと思ひます。

そこで、強制徴収の問題の前に、実はことしか
らいよいよ本格実施に入るわけでございします。農
協の口座引き落とし契約を履行いたしまして、
毎月決まった時期に自動的に引き落とししてら
う、信連のコンピュータで自動的に、適期に私
ども基金に送金してもらふというシステムを導入
いたしましたので、そういう問題はほとんどこ
れからはなくなってくるのではないだろうか。こ
の点はもう国民年金と本質的に違う点でござい
ます。

それから、なおこの機会におわびしたいんです
が、先ほど細谷委員の御質問に答えました際、婦
人の加入率でちよつと間違つた数字を申し上げ
したので、全体の平均が四〇%以下でござい
したので、八%から一〇%と申ししたのは二十代
でございします。三十代が大体六%弱ぐらい、それ
以外は実は四%以下という形で年齢によって非常
に差がある、平均して四%と、こういうことで
ございします。おわびを申し上げます。

○成瀬守重君 参考人の皆さん、御苦労さまで
ございします。質問時間が十五分でございまして、皆
さん方のお答えまで含めてでございします。基
本的な問題に絞つてまとめたいと思ひ
ます。

今回の改正は、農業者の高齢化だとかあるいは
経営規模の拡大や農業構造の変化に対応して、農
業者年金制度の財政基盤の長期的安定をねらつた
ものと思ひますが、しかし年金財政は加入者が

減っていることなどから、単年度収支で昭和六十
一年から赤字が続いております。平成元年度の見
込みからいいますと、保険料や国庫補助金、運
用収入などで二千三百六十六億に對して給付金は二
千四百十八億、差し引き三百八十二億のマイ
ナスで、年金の資産額を取り崩して補てんしてい
る現状でございします。平成元年度の見込みで資産
総額は四千九百十九億円で、このままでは
七年ぐらいて資産を食いつぶしてしまうのではな
いか、当然改正しなければならぬということ
を感じておりますが、若い農業者が減り高齢の年金
受給者がふえるという構造の中で、農家にとつて
必要不可欠な年金制度を維持し財政基盤を確立す
ることは大切でありますから、速やかに成立を願
うものでございしますが、次のような点を御質問さ
せていただきたいと思ひます。

まず最初に、第一点は小川原参考人にお願ひし
たいと思ひます。今回の改正案は、今述べました
ような現状を踏まえて、将来を展望して行政当局
その他の方々が立案したものであります。果た
して農業者の実情というものをから見てどのような
感想をお持ちになつてゐるか、再度伺いた
いと思ひます。

第二点は、田代参考人に伺いたいと思ひます。
今回の改正案では、平成二十七年、二〇一五年で
すが、被保険者数と受給権者数がそれぞれ三十四
万人から三十五万人ぐらいてバランスがとれる、
単年度収支が改善されるのではないかと、そのとき
まで国が追加補助をすることで年金財政を支えて
いくと考へられてゐると伺つておりますが、二
〇一五年にバランスがとれる、つまりそういうた
面での年金受給者数と被保険者数とのバランスが
とれるということについてどのようにお考へに
なつてゐるか、その点をお伺ひしたいと思ひ
ます。

第三点は、池田専務理事と森実参考人に伺いた
いと思ひますが、年金財政基盤の長期的安定を
図るために、保険料の段階的な引き上げだとかあ
るいは現在の受給額は保障されてゐるけれども、

年金額の必要な範囲での物価のスライドということも停止するというのを考えられておりますが、そういった点についてどのようなお考えをお持ちになれるか。

そういった点について伺いたいと思いますので、よろしく願います。

○参考人(小川原俊夫君) では、お答えいたしますが、年金についての農業者に対しては将来の展望ということで御質問がありました。これは、我々としては、このたびの改正によりまして将来展望が見出せると確信をいたしておる次第でございますが、よろしく願います。

○参考人(田代洋一君) 御承知のように、二〇一五年でのバランスといえますのは新規加入者を大体最大で一万七千人、少なくとも一万五千人という数で見ても、そこでバランスするだろうというところであるわけですね。今の実績とそう変わらないわけでありまして。そうなりますと、一万五千人を確保するということは農業政策全体として農業の明るい展望が出るような、そういうことがないといやうに苦しいだろうというふうに見えております。

○参考人(池田青君) 保険料を今回のように八百円ずつ段階的に引き上げていく、これは苦しいわけでございますが、やはりやむを得ない問題であり、国も大いに負担してもらいし加入者も負担をする。ただ、受給者につきまして物価スライド等を一時停止をすることができ、こういうふうになっております。加入者の立場からの保険料の問題を考えますと、これは減らすのではなくて一定の時期までそれを待ってもらい、こういう問題が今後の中にあるわけでございます。これは何れも農業者年金だけではなく、ほかの年金制度にも当然みなあるわけでございます。したがって、受給者も若干我慢をしてもらいというようなこと、しばらく我慢をもらい、こういうことは大変だとは思いますが、それ以外に手がなないのではないかと、こういうふうに考えますので、受給者と加入者それから政府と、これがそれぞれ

痛み分けをしなきゃこの制度は成り立ちませんから、そういうふうには私は理解をいたしております。

○参考人(森実孝郎君) 当初は、年々千円程度の保険料の引き上げということを、農家の実態から八百円程度の引き上げに抑えてくれないうか、実は、保険設計としてはその結果国の追加助成がふえるという形になったわけでございますが、現実から考えてこの程度はやむを得ないし吸収できるのではないかと考えています。

物価スライドの停止の問題は、ただいまも池田参考人からもお話がございましたように、他の公的年金とのバランスの問題として受忍されたいと思っております。特に現在の受給者は、実は保険料と給付の関係が非常に有利な経過措置の適用を受けた方々が多いので、むしろその意味では、年齢差のアンバランスが多少なりとも是正される面もありまして御理解いただけるものと思っております。

○成瀬重君 以上です。

○刈田貞子君 参考人の皆様さようは大変御苦労さまでございます。先ほどから大変貴重な御意見を勉強させていただいております。私もたくさん時間を持っておりますので、質問を先に申し上げます。後にお答えをまとめて各参考人からいただいたしたいと思います。

女性の年金の話が出ておりましたので、そのことをまず最初にお伺いしたいと思います。私は、この前の改正のときにも農村女性の問題について集中的にお伺いした記憶がありますが、そのときに申し上げたのは、やはり日本の農村では、基幹的労働力というのは実は六割以上が女性ではないかということで、しかしその女性の農村社会における老後保障というのはまことに薄いものだろうということで、遺族年金等も含めて女性の年金権の問題を実はお話しした記憶がございます。先ほどからお話を伺っておりますが、森実参考人の話を私も実は考えておいた者の一人なんです。確かにこの制度の中で女性の年金を何とかクリアしてみたいというのが言いたい部分なんです

けれども、さっき言ったような痛しかゆしの部分があるわけですね。そこで婦人問題、女性問題としてこの農村女性の年金の問題を考えていくべきであるという御意見には私も賛成ではありますけれども、そうしますと、やはり基礎年金部分のところで考えていかなければならぬだろうということになりますので、これはかなり課題が広がって大きくなっていくというように、いいで、先ほどおっしゃっていただいたけれども、いい案が何かないものでしょうか。もう一度これは伺いたい。

それから、小川原参考人に同じ話をお伺いするのですが、農村社会において、老後保障という問題は非常に大きな課題であろうというふうに思います。超高齢化が進んでいく今日特に言えることであろうと思いますが、その中でも、特に一体農村の女の老後保障というのは現場でどんなふうにとらえられておるかという問題ですね。これをひとつ現地の声として聞かせていただきたい、こんなふうに思います。

それから、池田参考人にお伺いをしたいのは、この二十年続いている年金制度が、当初の目的としての構造政策に、先ほど来からお話を伺っていただきに寄与しておるというお話でございます。が、六十二年度で土地を譲り受けした後継者の就業状況を見ると、サラリーマン後継者が五八％になつていくということ、これは農業会議所のデータじゃないでしょうか、数字を見るんですね。これで当初の目的が果たしておるのかどうかという問題と、それからこのサラリーマン農業者という人たちの意識調査もここにあらわしてあるんですけれども、その中では、この方たちは小作料を取ってそれで暮らすんだと四〇％、宅地に転用したがい〇％、ただで管理してもらいたいのが四〇％で、農地として売りたいというサラリーマン農家は四〇％程度しかない、こういうふうな数字をお出しになっておられますね。この辺のところの、つまり移譲された後継者の実態がこんなふうな実態であるということについて、今後この制度と絡め

てどういうふうに考えていけばいいのかという問題を伺いたい。

それから田代参考人には、先ほどのお話の中で、この年金制度にはいわゆる構造政策的側面とそれから社会保障的側面と、もう一つは地域社会維持的な側面を付与していく必要があるかというお話をなさいました。私は、何かおっしゃられようとするのがわかるような気がいたします。できれば、この地域社会維持的な側面の付与ということについて、もうちょっと詳しくお伺いできればというふうに思います。

以上でございます。

○参考人(森実孝郎君) 私、先ほど申し上げましたのは、現在審議していただいております法律の枠で考えた場合は、現に若い人からふえてくる婦人加入の問題をまずできるだけ運用として、実態がそうであればやってほしいということを指導し、督促していくことがまずあるだろう。いわゆる二人加入の問題とかあるいは遺族年金の問題は、なかなか制度上の問題であり保険料負担の問題にも属するわけでございますので、これは少し専門的な立場で、時間をかけてじっくり議論をしてみることがあろう、こういう意味で申し上げたわけでございます。

いずれにせよ、これは数字の世界でございますので、何か直前の名案があるわけではございませんので、結局費用と負担の関係をどういふふうにバランスをとって調整するかという中で考えなきゃならぬし、それからもう一つは、保険というのは異世代間の負担と給付の関係の上に立っておりますから、異世代間の合意をどうつくっていくかという問題もあるわけでございます。そういう意味で、じっくり専門的に勉強させていただく必要があるのではないかと申し上げたわけでございます。

○参考人(小川原俊夫君) お答えをいたしますが、女の農村における老後保障につきましては現場の声がどうだろうという御質問でございますけれども、さっきも申し上げましたとおり、農

村におきまして、特に家族の経営の中で最も苦勞しているのが女であるということがたびたび聞かれるわけでございます。それらについて、この機会におきましてその制度の実現にひとつ御助力をお願いしたいと思うわけでございますが、何分ひとつよろしく願います。

○参考人(池田有君) 今統計の数字等のお話があったわけですが、構造政策に寄与するというところで二十年間来たわけですが、それはそれなりの役割と成果を持った、こういうことを私は意見として申し上げたわけでございます。そういう中におきまして、特にサラリーマン農家に移譲する、サラリーマンに移譲する、これが圧倒的に数が現在多い。それで、サラリーマンとして経営移譲を受けたもののこれからどうするかというふうな、そういう意向調査というのに関連したお話があったわけですが、小作料を取ってそのまま暮らすんだ、サラリーマンを続けるんだ、これがかんたかきという、これは当然だと思ふんです。

ただ、その場合に、小作料を取ってやるんだというところではなくて、今度分割移譲の面におきまして、そういう面につきましてもある一定の率以上上のものを第三者に移譲する、これは使用収益権でいいわけでございますので、それが出た場合にはおなじさんの年金は停止にならないというふうなことに今度になりますので、その辺のことを積極的にこれから推進するようなことをPRをして、ただ小作料を取ってそのままおるといふことではなくて、ひとつ立派に将来農業をやるという者に貸して、そして使用収益権をそこに設定すれば、今までは、もう自留地は別でございますけれども、そんなことをするとすぐおなじさんの年金が停止になる、これを救う道が分割移譲の段階にあるわけですね。

また、サラリーマン農家に移譲する場合の経営移譲をする経営主は、できれば第三者に相当のものを移譲すればこれは年金の支給停止にならないわけでございますから、また受けるサラリー

マン農家はむしろ賃して、自分は依然としてサラリーマンとして働こう。こういう問題との調和もできると思ふので、今度の分割移譲のいろんな問題を上手にひとつPRをし、運営してもらえればその辺の問題はおのずから解決していくのではないかと、この意向に沿うような形がとれるのではないかと、こういうふうには考えております。

○参考人(田代洋一君) 先ほど私が申しましたのは、年間で千四百億ですか、かなり大きな財政負担、これは先ほども御質問がありましたけれども、国民が一体それをどう見ているかという中で、もって、こういう負担を根拠づけていく上で、今まで社会保障、構造政策、やはりもつと国民の支持を得るためにはその中にもう一つプラスする必要があるのじゃないか、こういうことで申し上げたんです。

私も、過疎地の農村なんかを訪ねてみますと、こういう過疎地の農村だともう道も何もかもみんな荒れちゃっているだろうというふうに思っています。たとえば広島の中なんか行きますと、実は、そういう中でも非常に整正と道路も整備されているし、きちっと切りつないものがあつた。だが一体やっているのかというところで考えていきたいと思います、それはもうほとんど農業者がやっているわけですね。

もしも地域からそういう農業者がいなくなってしまうと、国土保全、景観の維持、環境の保全、こういうお金がもしも、今までは農業者ははっきり言ってただでやってきたわけでありましたから、これがなくなっちゃうとこれからは農水省の予算はつかなくなるかもわかりませんけれども、もう恐らくその建設とか国土保全のための莫大な費用が逆にかかってくる。むしろ、そういう全体の国民の負担を減らす上でも、もうちょっと農業者がただでやってきた国土保全の機能でありますとか景観維持の機能でありますとか、こういう側面に着目をして、そういう景観を保持してくれた方々への感謝の気持ちと、これからまたそういう

景観を保持してほしいという願いを込めることができる、やはり財政負担の根拠がもう一本柱が立つてくるだろう、こういう考えで申し上げた次第であります。

○刈田貞子君 もう一つ、田代先生に最後にお伺いしたいんですけれども、先ほどの婦人の年金の話ですが、今回の農業者年金については、遺族年金の問題がかなり前回あるいは前々回は真剣に取り扱われたというふうに私は思っています。ただ、それが今回実現しそうな感じが、しかし、ささいな問題というふうにも思ふ。その中で、理由が財政負担が非常に大きいからという理由では農村婦人は納得しないだろうというふうに思ふんですね。聞くところによると、三百億ですか、三百億の財政出動を伴うというふうな話もちょっと聞いておりますけれども、それでは私は、農村婦人は納得しないだろうと思ふんです。やっぱり四百億それから三百億ですか、七百億のような、農村がそれだけの負担を得て、なおかつ農村婦人の女性の立場が非常に安定してくるのならば私は大きにやるべきであるというふうには思ふますけれども、むしろそれよりはこの制度そのものの仕組みの中に難しさがあろうかということを実は勉強しながら考えているんです。

それで、もつと違う形で何か農村婦人の年金権の確立ということが言えないだろうか。もつと農村婦人の問題だけでなく、一般的に言っても国民皆年金ということで女性の年金権が保障されて基礎年金部分が導入されたけれども、あの基礎年金部分だって全く女性の立場からいえばお粗末なものであります。そういう観点から、農村婦人の年金権の問題も解決していく方向に持っていけるだろうか、いくべきだろうかということをもう一度お伺いしたいんです。

○参考人(田代洋一君) 私、参考人の中でも利害関係者じゃございませんので、いわばそういう観点からは、財政負担の問題という側面を私は余り考えていなくて、おっしゃられるように制度上の問題だろうというふうに考えています。いわばヨ

ロッパ流の個人に年金が支払われるという個人主義と、それから日本の農村農家が「いえ」という形でもって「いえ」の家族が一体となってやってきた、この仕組みの違いがどうもしっくりいかない側面があるんだというふうに思ふ次第であります。

したがって、むしろこれは、こういうところまで申し上げると怒られちゃうかも知れませんが、けれども、やはり女性が声を大にして、そういう家族経営の中で、農地保有も含めてみずからの権利を主張していくという、そちらの方でもって突破できない限りはなかなか年金の方でもって、出口の方で突破するというのは難しいのではないのか。お聞きするところでは、国民年金基金ですか、具体的な手だても講じられるそうでございますので、そういう中에서도実績を積みまわいていく、これだけ要望があるんだという形でもって突破していただくことをお願いしたいというふうに考えております。

○刈田貞子君 終わります。

○林紀子君 きょうは、どうも大変参考人の皆さんありがとうございました。質問する時間が限られておりましたが、皆さんに御質問できないので大変申しわけありません。

まず、田代参考人にお伺いしたいんですが、今の日本の農政の先行き不安、日本の農業に対してこれから先どういう面で展望を持てるのかという大変大きな、根本的な話なんです、そこをお伺いしたいと思うわけですね。

といいますのは、基金が発行していらつしやる「のうねん」百五号には、昭和六十二年の基金の未加入者のアンケート、どうして基金に加入しないかという調査をした結果を載せておりますのでそれを見させていただきまして、農業の将来が不安である、だからこの年金には加入しないというものが二八・二%、保険料を納付するのが大変だというのが二一・一%、この二つの理由でもう五割を超えております。さらに、後継者がいない、こういうことのために加入しないという方が一四・四

%、これも農業に対する先行き不安が原因だと思
うわけですが、今の農業の現状というのを見ます
と、牛肉・オレンジの自由化、減反は押しつけら
れる、畜産物価格は引き下げられる、しかも米の
自由化の問題まで大きくクローズアップされてい
る。すべてが農業の先行き不安というものに結び
つくと思うわけです。

大変短時間でこういう大きい問題をお聞きするのは恐縮ですが、ぜひこの辺の展望ということについて御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(田代洋一君) なかなか難しい問題でございまして、まさにおっしやられるとおりの……。我々は、自分の子供のことを考えても、やはり将来の展望もないのに一定の職につかせるというのとはなかなかできかねることでありまして、私なんかも大学で教えていて内心じくじたるものがあるわけであります。

私は、特に米の自由化の問題、こゝにはつきりと米の自給体制を死守する。一粒たりとも入れないということをはつきりと恒久的に約束をしていくという形でのひとつあれが必要ではないだろうか。また、国内におきましては、特に土地利用の規制緩和といいますが、いろいろと農地がまた売られていくような状況がありますので、その辺をきちつとしていくことが必要だろう。何といつても国民的な合意のもとに、食糧自給率を一体どの程度に保つのかということをはつきりと示すということが、若い人たちに一定の展望を持ってもらう最大のポイントではないだろうかというふう

に考えております。

○林紀子君 それでは、申しわけありませんが、森実参考人と池田参考人に続けて質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、森実参考人にお願ひいたします。今回の改正では、保険料を一九九六年まで毎年、月八百円ずつふやされるということになっておりますけれども、世帯単位で見ますと、国民年金の掛金、そしてこの農年金の保険料と毎月の家計費に占める割合というのは相当なものになると思います。

農業者年金制度研究会の中間報告書では、フランスや西ドイツの農業者年金制度が紹介されておりますが、それによりますと、西ドイツでは国庫補助率が一九八六年で六九％に達している。低所得の農家には保険料の補てんを行っている。またフランスでは、一九八八年で補助率は八八・六％にも達しているということを聞いております。森実さんが、昨年一、二月号の「のうねん」の誌上座談会でも、フランス、西ドイツの例を引いて、デカップリングなどにも触れながらお話しになっていた

のについて、どういふふうにお考えになっているかというところについてお伺いしたいと思います。済みません、質問を先にさせていただきますが、池田参考人にお伺いしたいのは、今随分出された女性の年金加入の問題ですけれども、今までも随分この場でも論議がなされましたし、

た從來から論議がなされまして附帯決議も行われているわけです。この女性の年金というのはなかなか実現されていないわけですが、年金への新規加入者の確保という面でも、この女性の年金の加入とともに、農地を所有していないということでは先ほどちょっとお話がありましたが、養豚、養鶏、こういう農業者もこの年金には加入資格がなないということなわけです。このあたりから加入資格を拡大するということについて検討もされてしかるべきではないかと思いますが、そのことについてどうお考えになるかということをお聞きしたいと思います。

○参考人(森実孝郎君) 保険料の月額八百円の引

き上げというのは、先ほども申し上げましたように、千円の引き上げという案を、農家の現実の声を反映して八百円の引き上げに抑えていただいたという経緯がございます。全体の研究会の論議といたしましては、やはり高い年金額よりも、ある程度年金額を抑えても保険料の値上りを抑えるべきだという議論がかなりあった。そこら辺が、両者バランスがとれた形で今回の再計算が行われている。私は、現実的にはまあまあバランスがと

れたものじゃないだらうかと見ております。
それから国庫補助の問題でございます。これは
国によって支給要件、支給額、皆それぞれ違いま
す。国庫補助についても、ドイツとフランスでは
国庫補助といってもむしろ内容が非常に違うわけ
で、一般財源、間接税等の特定財源、さらには他
の年金基金からの拠出金等もありますので一概に
議論できませんけれども、高額補助になっている
わけでございます。実は、そういうものをお読み
いただいたので、もう隠し立てもしようがあ

りませんが、私も農政の重点が変わってきている今日状況にかんがみ、やはり專業農家の数が減少するのは時代の趨勢であると同時に政策の方向でもあるわけで、そういう意味で、西ドイツ、フランスの例にあるように、思い切った国庫助成をこの際やってほしいということを強く要望して、経営移譲年金換算で言うならば七五％という、実

質的に高い国庫補助を実現していただいたことには敬意を表しております。

○参考人(池田青君) 女性の年金加入の問題は、先ほどから繰り返し申し上げておるわけでございまして、家族経営という中で夫婦の土地所有に對するあり方との関連を含めてこれは仕組みができてゐるので、その辺を将来どうするかということとは一つの課題であります、当面なかなかこれは難しい問題ではないか。ただ、私は先ほど申し上げましたように、今のところ土地利用型農業の構造政策にシフトしながら、この年金が、将来の展望の中でどれだけの役割を他の構造政策と絡めながらで上がるか。二十一世紀の農業の構造の

姿というのが、本当に好ましい姿に日本の農業として確立すれば、その段階では土地制度に依存するような年金制度というものが果たしてその後も必要であるかどうかということは、私は疑問になるような感じがいたします。

そういう段階で、婦人も男性も全く同一の姿の中で問題になるので、そういう段階になれば、今農業者として欠けておるいわゆる養豚、養鶏その他施設型農業にもいろいろあります。そういう

ものをひつくるめながら全体の年金制度のあり方をどうするか、むしろそういう立派な経営を我が国としてはそれを保有しなきゃならぬ。ヨーロッパはその水準についておると思います。そういう段階で、初めて整合性のある立派な年金制度というものができ上がるのではないか。これはかなり先の問題でございしますが、そういうことが近づくことを私は念願いたしております。

以上であります。

○井上哲夫君 私から一点だけお尋ねをしたいと

今いろいろお忙しい中来ていただいてお話を伺いました。結局遺族年金といえますか、女性の年金の受給の問題にやや集中しておる感がありますが、この問題の中でどうも議論を聞いておりますと、行く行く農業構造といいますが、あるいは今池田さんがおっしゃったようなそういう体制が整

備されれば、そこから新しい土地所有に限定されない年金システムが生まれるんだろうというふうなこと、一方で、今回の改正で加入促進はできると言いがたいいろんな参考人の先生方のお話を伺うと、やってみたいといささか不安は残るというふうに私自身受け取らせていただいたわけですが、そうするとどうも鶏が先か、卵が先かという感じの議論になっていくのではないかな。つまり加入促進が、本当にこの改正で実現が思うような数値を見るのかどうか。これはやってみたいとわからないということになると、そういう受給者と加入者のアンバランスが是正されたときには新しいシステムが生まれると言っても、実際には絵に

かいたもちの感がなきにしもあらずだと私はきょうの御意見の中で受けとめました。

そこで、池田さんにお尋ねをするわけですが、女性の年金受給資格を導入しようとする場合には、新たな制度を考えないと本来は無理ではないかというふうに受けとめた方がいいのか、財政的な問題が解決されれば導入はできるとお考えになっているのか、その点何度も答弁の席に立っていただいて恐縮でございますが、よろしくお願いを

いたします。

○参考人(池田青雲) 女性の加入問題は、制度の仕組が変わらないとなかなか困難ではないか。今の制度でも使用収益権を奥さんに渡せば、これはもう加入できるから問題はないわけですね。ただ、遺族年金につきましては、財政の問題との絡みの中でそのスタートがでないことはない、それは段階的にどういうふうにして遺族年金の問題はやるか、こういうことで私は解決できると思うんですが、加入の問題はなかなかその辺の問題が難しいのではないかとというのが私の見解でございます。

○井上哲夫君 以上です。

○星野朋市君 最後でございますので、一点だけお尋ねをいたします。

田代参考人にお願ひしたいと思いますが、実は社会保障制度審議会から、

農業者年金制度は、農業経営者の若返りや農業経営規模の維持拡大といった農業政策上の要請に応じることと主眼としているが、年金保険という形態をとっており、その政策効果についてはいざんとし明らかではない。

この際、本制度の目的とする農業政策上の有効性と、公的年金制度としての社会的妥当性について、その両面から根本的に再検討し、制度本来の在り方をめぐる累年の疑念を払拭するよう強く要望する。

という答申が出ております。こちら辺について先生はどうお考えでございますか。

というの、実は先ほどから問題になっております新規加入者の問題でございます。それで、今回の改正によって追加助成金は平成七年度において五百十六億円という金額になっております。本来の制度からいってこれはバランスをとらなくてはおかしいことではないかと、農業政策上の助成というなら話はわかるのでございますけれども、これがその後平成二十七年ですか、四半世紀後に要するにバランスがとれるという状態では、その間累増するおそれがあるというわけですね。

こちら辺の御見解を最後にお願ひしたいと思います。

○参考人(田代洋一君) まず、年金の政策効果という点でございますけれども、やはりまず第一点目に、農地の細分化の防止を行うということが大きな政策目標として掲げられているわけですね。そのことに対して世間様は余りお考えになっていないんじゃないわけですね、こういう話があるわけですね。実際、今これだけ地価が高くなっている中で、次男、三男、娘さんからもいような相続の要求があるというときに、おやじは年金でもって一括息子に渡さなきゃいけないんだから、もうおまえたちは我慢しろということでもって説得をするとか、これは一つの例でございますけれども、そういう意味では、細分化防止という点では非常に大きな効果を上げてきている。

ただ、その辺についての正当な評価がなされていないというところを感じております。これは細分化防止をされた農地が、今後第三者移譲で移っていくならば、農地の細分化を防止しつつかつその規模拡大にも寄与する、こういう効果は大きいものがあるだろうということが一点目でございます。

それから二点目に、一番最初に申しましたけれども、やはり農村では、地価が高くなれば高くなるほど世帯主が最後まで農地の所有権、収益権を持つていてなかなか手離さない。そのことによってせっかくいい経営ができていきながらも経営の若返り、世代交代が図れなくて、意欲があった経営が次の代には意欲をなくしてしまふ。こういうものに対しては、かなりの程度農村では一定の時期に、六十代で世代交代をやるのであるという社会的な慣行をつくっていく、そういう点では私はやっぱり大きな効果があるだろうと思っております。

このことは、サラリーマンの方々に比べるとわかりにくい点かと思っておりますけれども、私はそういう効果があると思っております。それからまた三点目には、構造政策効果として

しての第三者移譲の点でございます。規模を大きく拡大していく、そういう点では確かに今まで、先ほど言いましたように第三者移譲は一〇%という点でありましたので、なかなかその点での効果は十分でないものがあつたということは率直に認めざるを得ないと思っております。しかし、それは制度が非常に硬直的では硬直的でございます、一括して今回渡さなければならぬという中で、やっぱり裸になっちゃうわけでありまして、なかなかそこまで先祖伝来の農地でありますので、踏み切りがつかない。これが今回、第三者移譲と後継者移譲の分割が可能になってきますと、私はそこで大きく今までの難点がクリアされてくるだろうというふうに考えております。

それからまた、財政負担の点につきましては、私はそういう点におきましては素人でございますので、余り申し上げられないわけですが、やはりこういう負担をどうやって位置づけていくかというところは大きな問題でございます。例えば農産物価格を引き上げる、そういう形では、もはや農業者の所得を高めていくことがなかなかできなくなっている状況の中です、国際的にもそういうものに対する摩擦がある中で必ずしも生産を刺激しない、そういう形でむしろ生産の効率を高めていく、こういう形で農業者年金が果たしている役割を強調しつつ、やはり一定の財政負担をお願いする、こういう形になってくるのではないのかというふうに考えております。

○星野朋市君 結構です。

○委員長(仲川幸男君) 以上をもちまして参考人の方々に對する質疑を終ります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。本日は、御多用のところ、本委員会に御出席をいただき、長時間にわたり有意義な御意見を述べいただきましたことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十八分散会

四月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の輸入反対に関する請願(第一七六号)

第一七六号 平成二年三月二十三日受理

米の輸入反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒三条西四ノ四ノ二

三ノ五四 久住孝之 外百二十三

紹介議員 林 紀子君

さきの参議院選挙では各党とも米の輸入自由化反対を公約し、国民はこれに期待し注目している。ところが、政府・財界などは「もはや一粒の米の輸入も許さない」というのは国際常識では通らない。「余り頑強に反対すると元も子もなくなる。さきのガット(十二品目)がそのいい例だ。」などと言って、「少しぐらい(三十万トン)の輸入はしても、これは自由化ではない。」と逃げ道を用意した言い方をしている。たとえ三十万トンといえども、わずかの輸入でも認めれば、それが自由化への突破口になることは、これまでの十二品目、牛肉、オレンジの自由化の経過を見ても明らかである。しかも、政府は国民の主食である米についての国の責任を放棄し、食糧制度の解体をもくろみ、自由化への地ならしを進めている。今、穀物自給率三十%、食糧全体のカロリー換算で四十九%の自給率の我が国で、もし米の輸入が始まったら、どこまで自給率が低下するか分らない。米の輸入は、日本の水田農業を始め農業の全面崩壊につながる。このことは、国民の食糧と健康、民族の自立、国の主権にかかり、地域経済の崩壊、国土保全機能の喪失ばかりか、民族の文化の破壊にもかかわる重大な問題である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、米の輸入は絶対に行わないこと。

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十九条の二」に改める。

第十三条中「理事」を「役員」に改める。

第十九条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行ない、並びにこれら」を「並びに借受け及び貸付け（使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の移転を含む）」を行い、並びに農地等及びその附帯施設に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十条第一項中「売渡し」の下に「並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む）」を加え、同項第二号中「あわせ行なう」を「併せ行う」に改める。

第二十二條第一項中「地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。」を削り、同条第二項に次の三号を加える。

五 その者が農業者年金基金法（農業者年金の被保険者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業者年金基金法（農地法第二條第七項の農業者年金基金法）をいう。以下同じ。）の常時従事者（同項に規定する常時従事者をいう。以下同じ。）たる組合員又は社員となり、かつ、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後

同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業者年金の常時従事者たる組合員又は社員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその農業者年金の被保険者期間を合算した期間（第三号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

六 その者が特定被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間（農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間に限る。）を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間（前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

七 その者が特定配偶者期間（その者が、死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で政令で定めるもの（以下この号において「死亡被保険者等」という。）の死亡の時にその配偶者（婚姻の届出をしていない

が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に四十歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合における次のイ及びロに掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定配偶者期間を合算した期間

イ 二十年から前各号に掲げる期間を合算した期間（その合算した期間が二十年を超え

る場合には、二十年）を控除して得た期間
ロ 当該死亡被保険者等の保険料納付済期間（納付された保険料（第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）のうち、その者が当該死亡被保険者等の配偶者であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間

第二十三條第一項第二号中「農地法第二條第七項の」（以下単に「農業者年金基金法」という。）及び「農地法第二條第七項に規定する」を削り、同項第三号中「所有権又は」を「所有権若しくは」、耕作又はは耕作若しくはに改め、「行なう」の下に「又は前二号に掲げる者」を加え、「事業の」を削り、同条第二項第三号中「（納付された保険料（第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を削り、「及び第四号」を「から第七号まで」に改める。

第二十五條第九号中「農地法第二條第七項に規定する」を削り、同条第十号を次のように改める。

十 第二十三條第一項第三号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（第二十二條第一項に規定する者に該当している者を除く。）にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当したとき（当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益

権に基づいて耕作又は養畜の事業を行うときを除く。）

イ 当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三條第一項第二号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対しその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしないのでその事業を廃止したとき

ロ 当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三條第一項第二号に掲げる者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対し当該農業者年金基金法に對して有する持分の全部の譲渡をしな

改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、農業者年金の常時従事者たる組合員又は社員となり、かつ、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした日の翌日に同法第七條第一項第二号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業者年金の常時従事者たる組合員又は社員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金

の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

4 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法第七條第一項第二号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその経営移譲をした日の一年前の日までの間引き続き農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者であるか、又は当該事業に従事する者であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

第二十六條の三第二項中「前條第三項」を「前條第五項」に改める。

第三十四條の二を次のように改める。
（年金給付の額の自動的改定措置）
第三十四條の二 年金給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成一年（この項の規定による年金給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第三十七條第一項中「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（年金の支払の調整）
第三十七條の二 経営移譲年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として経営移譲年金の支払が行われたときは、その支払われた経営移譲年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

2 第四十九條の二の規定により支給される農業者老齢年金の受給権が消滅した場合（次条に規定する場合を除く。）において、その受給権が消滅した日の属する月の翌月以降の分として農業者老齢年金の支払が行われたときは、その支払われた農業者老齢年金は、その後支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

第三十七條の三 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十二條第一項中「次の各号に掲げる要件」を「第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれか」に改め、同項第二号中「耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては、」を削り、同項第三号中「耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては、」を削り、「前号イを第二号イに改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 経営移譲者が、次のイ及びロに掲げる者に對し、それぞれイ及びロに掲げる処分対象農地等について、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。

イ 前号イに掲げる者（同号イの政令で定める者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。） 処分対象農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等

ロ 前号ロに掲げる者（国民年金法第七條第一項第二号に該当する者で政令で定めるもののその他の政令で定める者に限る。） 処分対象農地等のうちイに掲げる農地等を除いた残余のすべて

第四十二條第三項中「又は同項第三号」を「同項第三号イ及びロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第四号」に改め、同項第一号中「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第四項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四十三條の次に次の一条を加える。
（支給の繰下げ）
第四十三條の二 経営移譲年金に係る受給権者は、第三十四條第一項の請求と同時に、基金に對し、その者が指定する月（その者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以前の月に限る。以下「指定月」という。）まで経営移譲年金の支給を繰り下げるべき旨の申出をすることができ

2 前項の申出は、経営移譲年金の受給権を有することとなつた日から起算して一年を経過したときは、することができない。

3 第一項の申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することができる。

4 第一項の申出をした者に対する経営移譲年金の支給は、第三十六條第一項及び第四十六條第一項ただし書の規定にかかわらず、指定月（第一項の申出を撤回したときは、その撤回をした日の属する月の翌月。以下同じ。）から始めるものとする。

5 第一項の申出をした者が、同項の申出をせず経営移譲年金が支給されていたとすれば、第四十六條第二項又は第三項の規定により経営移譲年金の全部又は一部の支給が停止されることとなるときは、その停止されることとなる日に第一項の申出を撤回したものとみなす。

第四十四條第一項を次のように改める。
経営移譲年金の額は、第一号に掲げる額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一 支給基準時年齢（経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢（前條第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢）をいう。以下同じ。）についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第一項第二号又は第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号に改める。

第四十七條を次のように改める。

(支給要件)
第四十七條 農業者老齢年金は、経営移譲年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済期間等が二十年以上であるものが六十五歳に達したときに、その者に支給する。

第四十八條中「五百五十八円」を「七百九十九円」に改める。

第三章第二節第二款第三目中第四十九條の次に次の一条を加える。

(農業者老齢年金の特例支給)
第四十九條の二 農業者老齢年金は、第四十七條に規定する場合のほか、経営移譲年金に係る受給権者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

- 一 第四十六條第二項各号のいずれかに該当している者が六十歳に達したとき。
- 二 六十歳以上の者が第四十六條第二項各号のいずれかに該当したとき。

2 前項の規定により支給する農業者老齢年金の額は、第四十八條の規定にかかわらず、支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

3 第一項の規定により支給される農業者老齢年金に係る受給権は、前条に規定する場合のほか、受給権者が第四十六條第二項各号に該当しなくなつたときは、消滅する。

第五十一條中「並びに第四十七條第二号」を「第四十七條並びに第五十三條」に改め、同条の表中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「こえない」を「超えない」に改め、同表の備考中「あらわした」を「表した」に改める。

第五十二條第一項中「その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については及び」とし、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額)を削り、同項各号を次のように改める。

一 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

第五十二條第二項中「その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については及び」とし、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額)を削り、同項第一号中「千六百七十五円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額」に改め、同項第一号中「五百五十八円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第五十三條中「三年以上」の下に「であり、かつ、保険料納付済期間等が二十年未満」を加え、同条ただし書を削る。

第五十四條中「六十五歳に達する日の属する月の末日以前に」を削り、同条第一号中「経営移譲年金」を「年金給付」に、「別表」を「別表第二」に改める。

第五十六條中「別表」を「別表第二」に、「経営移譲年金」を「年金給付」に改める。

第八十一條の見出しを「(農地等の買入れ等)」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「第四十二條第一項第三号」を「第四十二條第一項第四号」に、「農用地区域」を「農用地区域等」に改め、「の農用地区域」の下に「その他政令で定める区域」を加え、「買入れ」を「買入れ、又は借り受け」に改め、同条第二項中「買入れの場合」を「買入れ、又は借り受けの場合」に改め、「あわせて買入れ」の下に「又は借受け」を加え、「あわせて買入れ」を「併せて買入れ、又は借り受け」に改める。

別表第一(第四十四條、第四十九條の二、第五十二條関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六十一歳未満	六百九十六円	二百三十一円	四百六十三円
六十一歳以上六十二歳未満	七百八十円	二百五十九円	五百十九円
六十二歳以上六十三歳未満	八百六十四円	二百八十七円	五百七十五円
六十三歳以上六十四歳未満	九百五十九円	三百十九円	六百三十九円
六十四歳以上六十五歳未満	千六十七円	三百五十五円	七百十一円
六十五歳	千百九十九円	三百九十九円	七百九十九円

別表第二(第五十四條、第五十六條関係)

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金	額
三年以上	一五、〇〇〇円	
四年以上	二〇、〇〇〇円	
五年以上	二五、〇〇〇円	
六年以上	三〇、〇〇〇円	
七年以上	三三、〇〇〇円	
八年以上	四〇、〇〇〇円	
九年以上	四七、〇〇〇円	
一年以上一〇年未満	五五、〇〇〇円	

第八十二條の見出しを「(農地等の売渡し等)」に改め、同条中「買入れ」の下に「又は借受け」を加え、「を売り渡さなければ」を「の売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む)」を「しなれば」に改める。

第八十三條第二項第一号中「農用地区域」を「農用地区域等」に改める。

第八十四條中「売渡し」の下に「並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む)」を加える。

第八十七條第三項中「財務諸表」の下に「及び前項の事業報告書」を加える。

附則第十一條第一項中「二十年」を「三十年」に改める。

別表を次のように改める。

一〇年以上一一年未満	六二九、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	七〇六、〇〇〇円
一二年以上一三年未満	七八一、〇〇〇円
一三年以上一四年未満	八五六、〇〇〇円
一四年以上一五年未満	九三一、〇〇〇円
一五年以上一六年未満	一、〇〇六、〇〇〇円
一六年以上一七年未満	一、〇八二、〇〇〇円
一七年以上一八年未満	一、一五八、〇〇〇円
一八年以上一九年未満	一、二三四、〇〇〇円
一九年以上二〇年未満	一、三〇九、〇〇〇円
二〇年以上二一年未満	一、三八四、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一、四五九、〇〇〇円
二二年以上二三年未満	一、五三六、〇〇〇円
二三年以上二四年未満	一、六一一、〇〇〇円
二四年以上二五年未満	一、六八六、〇〇〇円
二五年以上二六年未満	一、七六二、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	一、八三七、〇〇〇円
二七年以上二八年未満	一、九一四、〇〇〇円
二八年以上二九年未満	一、九八九、〇〇〇円
二九年以上三〇年未満	二、〇六四、〇〇〇円
三〇年以上三一年未満	二、一三九、〇〇〇円
三一年以上三二年未満	二、二一四、〇〇〇円
三二年以上三三年未満	二、二九〇、〇〇〇円
三三年以上三四年未満	二、三六六、〇〇〇円
三四年以上三五年未満	二、四四二、〇〇〇円
三五年以上三六年未満	二、五一八、〇〇〇円
三六年以上三七年未満	二、五九二、〇〇〇円
三七年以上三八年未満	二、六六七、〇〇〇円
三八年以上三九年未満	二、七四四、〇〇〇円
三九年以上	二、八一九、〇〇〇円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条第一項の改正規定は平成二年五月十六日から、第五十四条及び第五十六条の改正規定中「別表」を「別表第二」に改める部分、別表第一の次に別表第二を加える改正規定並びに附則第十九条、第二十一条、第二

十二条及び第三十条の規定は平成四年一月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第二十二條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。

二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。

三 昭和四十九年改正法 農業者年金基金法の第一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)をいう。

四 昭和五十四年改正法 農業者年金基金法の第一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)をいう。

五 昭和六十年改正法 農業者年金基金法の第一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)をいう。

六 昭和六十年法律第三十四号 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。

七 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

八 平成元年基準物価上昇比率 平成元年の物価指数に対する平成二年の物価指数の比率をいう。

九 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ新法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十 旧経営移譲年金又は旧農業者老齢年金 それぞれ旧法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十一 旧経営移譲年金受給権者 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧経営移譲年金に係る受給権を有していた者(旧経営移譲年金受給権者を除く)をいう。

十二 旧農業者老齢年金受給権者 施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していた者(旧経営移譲年金受給権者を除く)をいう。

(農業生産法人構成員期間等に関する経過措置)

第三条 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前に農業者年金の被保険者であった者が、昭和六十年法律第三十四号の施行の日国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七條第一項第一号に該当しており、かつ、その後同号に該

当しなくなった場合についての新法第二十二條第二項第五号及び第六号(新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「国民年金法第七條第一項第二号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号」と、「なくならつた後同号」とあるのは「なくならつた後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)第七條第一項第二号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号に掲げる者」と、「その同号に該当しなくなった日の属する月」とあるのは「その新国民年金法第七條第一項第二号に該当しなくなった日(農業者年金基金法の第一部を改正する法律(平成二年法律第 号)の施行の日以後の日に限る。)」の属する月」とする。

2 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者(前項に規定する者を除く。)についての新法第二十二條第二項第五号及び第六号(新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「その同号に該当しなくなった日の属する月」とあるのは、「その同号に該当しなくなった日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)の施行の日以後の日に限る。)」の属する月」とする。

4 昭和六十年改正法附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第二十二條第二項第五号の農業生産法人構成員期間及び同項第六号の特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

(特定配偶者期間に関する経過措置)

第五条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

についての新法第二十二條第二項第七号（新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「死亡した」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日以後に死亡した」とする。

（保険料納付済期間等に関する経過措置）

第六條 昭和四十九年改正法附則第七條第三項若しくは昭和五十四年改正法附則第三條第三項の

新法第二十二條第二項第七号及び第四十九條の二第二項	保険料納付済期間	昭和四十九年改正法附則第七條第二項の特定期間及び昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間を合算した期間
新法第二十六條の二第三項及び第四項	保険料納付済期間等	昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間

（資格の喪失の特例に関する経過措置）

第七條 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、昭和六十年法律第三十四号の施行の日に国民年金法第七條第一項第二号に該当しており、

かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第二十六條の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

国民年金法第七條第一項第二号	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七條第二項第一号
同法	国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法（以下「新国民年金法」という。）
該当しなくなった場合	該当しなくなった場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日以後に該当しなくなった場合に限る。）
かつ、同号	かつ、旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号

2 施行日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者（前項に規定する者を除く。）についての新法第二十六條の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「該当しなくなった場合」とあるのは、「該当しなくなった

場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日以後に該当しなくなった場合に限る。）とする。

（経営移譲に関する経過措置）

第八條 新法第四十二條第一項、第三項及び第四

項の規定は、施行日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合について適用し、施行日前に廃止し又は縮小した場合については、なお従前の例による。

（年金給付の額の改定の特例）

第九條 年金たる給付（以下「年金給付」という。）の額については、平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えに至った場合においては、平成三年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。

（新経営移譲年金の額についての経過的特例）

第十條 附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第二欄中「六百九十六円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「七百八十円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「八百六十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「九百五十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千六百七十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千九百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第七欄に掲げる額とする。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

3 附則別表第二の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第三欄中「二百三十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「二百八十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百五十五円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第七欄に掲げる額とする。

4 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として

て政令で定める額」とする。

(新経営移譲年金の支給についての経過的特例)

第十一条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が施行日以後新法第四十一条各号のいずれかに該当した場合において、その者が附則別表第三の第一欄に掲げるものであるときは、その者は、新法第三十四条第一項の請求と同時に

に、基金に対し、次項から第五項までの規定による経過的特例としての年金給付を支給すべき旨の申出をすることができ、

2 前項の申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。

新法第四十四条第一項第一号	支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ)に掲げる区分に属する額	農業者年金基金法の第一号附則別表第三の第一欄に掲げる額
新法第四十四条第一項第二号及び第二項第二号	支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ)に掲げる区分に属する額	農業者年金基金法の第一号附則別表第三の第二欄に掲げる額
新法第五十二条	同項第一号	平成二年改正法附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する第四十四條第一項第一号
	同項第二号	平成二年改正法附則第十一條第二項の規定により読み替えて適用する第四十四條第一項第二号
新法第五十二条第一項第一号及び第二項第一号	支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ)に掲げる区分に属する額	平成二年改正法附則別表第三の第一欄に掲げる額

3 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至つた場合においては、前項の表の下欄中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成元年の物価指数に対する平成二年の物価指数の比率(以下「平成元年基準物価上昇比率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは

は「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を

基準として政令で定める額」とする。

4 新法第四十三条の二及び前条の規定は、第一項の申出をした者については、適用しない。

5 第一項の申出をした者が附則別表第四の上欄に掲げるものである場合については、新法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十二条 附則別表第五の上欄に掲げる者については、新法第四十八条中「七百九十九円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(特例支給に係る新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十三条 附則別表第六の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第四欄中「四百六十三円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五百七十五円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「六百三十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「七百一十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「七百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第七欄に掲げる額とする。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、

して政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、

第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、

(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金給付の特例)

第十四条 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齢年金受給権者に係る年金給付については、次項及び第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齢年金受給権者に係る年金給付については、次項の規定を適用する場合を除き、旧法中当該年金給付の額の計算に関する規定及び当該年金給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に

関し必要な技術的読替は、政令で定める。

旧法第四十四条第一項第一号、旧法第五十二條第一項第一号及び第二項第一号イ並びに附則第二十九條の規定による改正前の昭和六十年改正法律（以下「旧六十一年改正法」という。）附則第十條第一項		千六百七十五円	千九百二十四円
旧法第四十四条第一項第二号、旧法第四十八條、旧法第五十二條第一項第二号イ及び第二項第二号イ、旧六十一年改正法附則第十條第一項並びに旧六十一年改正法附則第十三條第一項	五百五十八円	六百四十一円	
旧法第四十四条第一項第三号、旧法第五十二條第一項第三号及び第二項第三号イ並びに旧六十一年改正法附則第十條第一項	百六十八円	百九十二円	
旧法第四十四条第一項第四号、旧法第五十二條第一項第四号及び第二項第四号イ並びに旧六十一年改正法附則第十條第一項	五十五円	六十五円	
旧六十一年改正法附則第十條第二項	昭和六十年	平成二年	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	昭和五十八年度 昭和五十八年度基準 物価上昇比率	平成元年 平成元年基準物価上昇比率	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	昭和五十八年度	平成元年	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	昭和五十八年度	平成元年	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	三千七百十円	三千四百十九円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	三千五百二十五円	三千二百四十八円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	三千二百五十三円	三千三十四円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千九百九十四円	二千八百二十四円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千七百四十五円	二千六百二十一円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千五百七円	二千四百二十一円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千四百四十四円	二千三百八十七円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千三百八十一円	二千三百五十一円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千三百二十一円	二千三百十八円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千二百六十二円	二千二百八十五円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千二百六円	二千二百五十四円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千二百五十円	二千二百二十一円	
旧六十一年改正法附則第十三條第二項	二千九十六円	二千八百十九円	

旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	二千四十四円	二千五百五十六円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	千九百九十二円	二千二百二十六円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	千九百四十四円	二千九十七円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	千八百九十五円	二千六十七円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	千八百四十八円	二千三十六円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	千八百四円	二千八円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	千七百五十九円	千九百七十九円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	千七百十六円	千九百五十二円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	百八十五円	百七十一円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	三百六十一円	三百三十七円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	五百二十八円	四百九十八円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百八十六円	六百五十五円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	八百三十六円	八百七円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	八百十五円	七百九十六円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	七百九十四円	七百八十四円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	七百五十四円	七百六十二円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	七百三十五円	七百五十一円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	七百十七円	七百四十円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百九十九円	七百三十円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百八十一円	七百十九円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百六十四円	七百八円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百四十八円	六百九十九円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百三十二円	六百八十九円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百十六円	六百七十八円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	六百一円	六百六十九円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	五百八十六円	六百六十円
旧六十一年改正法附則別表第一の第三欄	五百七十二円	六百五十円

旧六十年改正法附則別表第一の第四欄

三百七十一円	三百四十二円
三百五十三円	三百二十五円
三百二十五円	三百三円
二百九十九円	二百八十二円
二百七十五円	二百六十二円
二百五十一円	二百四十二円
二百四十四円	二百三十九円
二百三十九円	二百三十五円
二百二十七円	二百二十九円
二百二十一円	二百二十五円
二百十五円	二百二十二円
二百十円	二百十九円
二百五円	二百十六円
二百円	二百十三円
百九十四円	二百十円
百九十円	二百七円
百八十五円	二百四円
百八十一円	二百一円
百七十六円	百九十八円
百七十二円	百九十五円
十八円	十七円
三十六円	三十四円
五十三円	五十円
六十八円	六十六円
八十三円	八十一円
八十二円	七十九円
七十五円	七十六円

旧六十年改正法附則別表第二の下欄

七十三円	七十六円
七十二円	七十四円
七十円	七十三円
六十八円	七十二円
六十六円	七十円
六十五円	七十円
六十三円	六十九円
六十一円	六十七円
六十円	六十七円
五十九円	六十六円
五十七円	六十五円
九百二十八円	八百五十五円
九百四円	八百四十三円
八百八十一円	八百三十一円
八百五十八円	八百十九円
八百三十六円	八百七円
八百十五円	七百九十六円
七百九十四円	七百八十四円
七百七十四円	七百七十三円
七百五十四円	七百六十二円
七百三十五円	七百五十一円
七百十七円	七百四十円
六百九十九円	七百三十円
六百八十一円	七百十九円
六百六十四円	七百九円
六百四十八円	六百九十九円
六百三十二円	六百八十九円

六百十六円	六百七十九円
六百二円	六百六十九円
五百八十六円	六百六十円
五百七十二円	六百五十一円

3 新法第三十四条の二、第三十七条の二第一項及び第三十七条の三並びに附則第九条の規定は、第一項に規定する年金給付について準用する。

4 施行日前の月分の年金給付の額については、なお従前の例による。

(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金給付の額の特例)

第十五条 旧経営移譲年金受給権者については、前条の規定により算定した旧経営移譲年金の額(同条第二項の規定により読み替えて適用される旧六十年改正法附則第十條第二項並びに前条第三項において準用する附則第九條及び新法第三十四条の二の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあつては、当該改定後の年金給付の額)が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧経営移譲年金の額(六十五歳に達する日の属する月の翌月が施行日の属する月以後となる旧経営移譲年金受給権者の六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分の旧経営移譲年金にあつては、施行日の前日の属する月が旧経営移譲年金受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であつたとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧経営移譲年金の額とする。以下この項において「既裁定年金」という。より少ないときは、前条の規定にかかわらず、当該既裁定年金額をもって、その者に係る旧経営移譲年金の額とする。

(国庫負担の特例)

第十六条 国庫は、新法第六十四条に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、次に掲げる額を負担する。

一 旧経営移譲年金の給付に要する費用の額(次号に掲げる額を除く。)の三分の一に相当する額

二 旧法第五十二条の規定によりその額が計算される旧経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額の四分の一に相当する額

(国庫補助等)

第十七条 国庫は、新法附則第十條の二第一項に規定する額を補助するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、旧経営移譲年金の給付に要する費用の額(旧法第五十二条の規定によりその額が計算される旧経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額)の六分の二に相当する額を補助する。

ける額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。)の六分の二に相当する額を補助する。

第十八条 国庫は、新法第六十四条に規定する額及び附則第十六條に規定する額を負担し、並びに新法附則第十條の二第一項に規定する額及び前条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、新経営移譲年金及び旧経営移譲年金(以下「新旧経営移譲年金」とい

平成三年度	八十六億円
平成四年度	二百二十五億円
平成五年度	三百四十四億円
平成六年度	四百四十七億円
平成七年度	五百十六億円

2 平成四年度から平成七年度までの間において新法第三十四条の二(附則第十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置が講ぜられた年度以降平成七年度までの前項の表の上欄に掲げる各年度に応じ同表の下欄に定める金額(当該金額がこの項の規定に基づき政令により改定されている場合にあつては、当該政令による改定後の金額)について

(保険料の額の特例)

第十九条 平成四年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五條第三項及び第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 平成四年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき一万二千八百円(平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、一万二千八百円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

二 平成五年一月から平成八年十二月までの月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる額(平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(同表の下欄に掲げる年までの間において

う。)の給付に要する費用の額の一部として、平成三年度から平成七年度までの各年度につき、それぞれ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ同表の下欄に掲げる金額(平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超える、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額。次項において同じ。)を補助する。

新法第三十四条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該

措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額)

平成五年一月から同年十二月までの月分	一万三千六百円	平成四年
平成六年一月から同年十二月までの月分	一万四千四百円	平成五年
平成七年一月から同年十二月までの月分	一万五千二百円	平成六年
平成八年一月から同年十二月までの月分	一万六千円	平成七年

2 三十五歳未満の農業者年金の被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「一万二千八百円」とあるのは「九千四百円」と、同項第二号の表中「一万三千六百円」とあるのは「九千七百四十円」と、「一万四千四百円」とあるのは「一万二千八百円」と、「一万五千二百円」とあるのは「一万二千四百円」と、「一万六千円」とあるのは「一万四千四百円」とする。

3 平成九年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第五項の規定にかかわらず、当分の間、別に法律で定める。

4 前項の規定による保険料の額は、新法第六十五条第三項の規定にかかわらず、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入、国庫負担の額(附則第十六条の規定による国庫負担の額を含む)及び新法附則第十條の二第一項の規定による国庫補助の額(附則第十條及び前条第三項の規定による国庫補助の額を含む)に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(死亡一時金等に関する経過措置)

第二十條 施行日から平成三年十二月三十一日までの間における新法第五十四條及び第五十六條の規定の適用については、旧法別表の規定は、なおその効力を有する。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第二十一條 平成三年十二月までの被保険者期間

に係る保険料納付済期間を有する者については、新法第五十四條の規定の適用については、同条第一号中「年金給付」とあるのは「年金給付又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法による年金給付」と、その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは「平成二年改正法附則第二十二條各号に掲げる額を合算した額」とする。

(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)

第二十二條 平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六條の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額(新法若しくは旧法による年金給付の支給を受けた者又は支給を受けるべき新法若しくは旧法による年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあっては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた新法又は旧法による年金給付の総額(支給を受けるべき新法又は旧法による年金給付でまだ支給を受けていないものの額を含む。)を控除した額)とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基

礎納付済期間」という。)についての昭和四十九年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十六年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての昭和六十年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

五 基礎納付済期間についての新法別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成四年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十四條 この附則に規定するもののほか、年金給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(農地法の一部改正)

第二十五條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第七号の二中「所有権」を「これらの権利」に改め、同条第二項第七号中「その世帯員に貸し付けようとする場合」の下に「、農業者年金基金がその土地を農業者年金基金法第十九條第一項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けようとする場合」を加える。
第七條第一項中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。
七の二 農業者年金基金が農業者年金基金法第十九條第一項第二号に掲げる業務の実施により借り受けている小作地

(農地法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六條 施行日前にした行為に対する農地法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十七條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
附則第七條第一項中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、同条第五項の表中「第二十七條第二号及び第五十二條」を「及び第四十七條」に改める。

第二十八條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第三條第六項の表中「法第二十六條の二第三項」を「法第二十六條の二第五項」に、「第四十七條第二号」を「第四十七條」に改め、同条第八項中「第四十七條第二号」を「第四十七條」に改める。

附則第三條第六項の表中「法第二十六條の二第三項」を「法第二十六條の二第五項」に、「第四十七條第二号」を「第四十七條」に改め、同条第八項中「第四十七條第二号」を「第四十七條」に改める。

に、「同号に規定する耕作又は養畜の事業を行
う者」を「当該被保険者をその後継者として指定
した者が第二十三条第一項第二号に掲げる者以
外の者である場合にあつては、当該指定した
者」に改め、「法第四十七条第二号中「第三号」
とあるのは「改正法附則第三条第一項第五号イ」
とを削る。
第二十九条 農業者年金基金法の一部を改正する
法律（昭和六十年法律第八十一号）の一部を次の
ように改正する。
附則第三条の表中「第二十六条の二第三項」
を「第二十六条の二第五項」に、「第四十七条第

二号」を「第四十七条」に改める。
附則第八条の表中「第二十六条の二第三項」を
「第二十六条の二第五項」に改める。
附則第九条から第十四条までを次のように改
める。
第九条から第十四条まで 削除
附則第十五条第一項中「昭和六十二年一月以
後の月分」の下に「（平成三年十二月までの月分
に限る。）」を加え、同項第二号中「昭和六十三年
一月以後の月分」の下に「（平成三年十二月ま
での月分に限る。）」を加え、同号の表中「昭和
六十四年」を「平成元年」に、「昭和六十五年」を

「平成二年」に、「昭和六十六年」を「平成三年」に
改め、同条第三項を削る。
附則第十七条中「経営移譲年金の支給を受け
た者又は支給を受けるべき経営移譲年金」を「農
業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二
年法律第 号。以下「平成二年改正法」とい
う。）による改正前の農業者年金基金法又は平
平二年改正法による改正後の農業者年金基金法
による年金給付（以下単に「年金給付」という。）
の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給
付」に、「経営移譲年金の総額（支給を受けるべ

き経営移譲年金でまだ支給を受けていないもの
の額を含む。）を「年金給付の総額（支給を受け
るべき年金給付でまだ支給を受けていないもの
の額を含む。）」に改める。
附則別表第一及び附則別表第二を削る。
第三十条 農業者年金基金法の一部を改正する法
律（昭和六十年法律第八十一号）の一部を次のよ
うに改正する。
附則第十六条及び第十七条を次のように改め
る。
第十六条及び第十七条 削除

附則別表第一

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれ た者	千五百九十九円	千六百八十円	千七百六十一円	千八百四十二円	千九百二十三円	二千二十四円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれ た者	千四百九十三円	千五百六十九円	千六百四十四円	千七百二十円	千七百九十五円	千八百九十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれ た者	千三百九十円	千四百六十一円	千五百三十一円	千六百二円	千六百七十二円	千七百六十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれ た者	千二百九十円	千三百五十五円	千四百二十一円	千四百八十六円	千五百五十一円	千六百三十三円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれ た者	千九百九十二円	千二百五十二円	千三百三十二円	千三百七十二円	千四百三十二円	千五百八円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれ た者	千九百七十五円	千二百三十四円	千二百九十三円	千三百五十四円	千四百十三円	千四百八十七円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれ た者	千九百九十九円	千二百五十七円	千二百三十一円	千三百四円	千三百七十七円	千四百六十五円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれ た者	千二百五十五円	千九十八円	千七百七十円	千二百五十八円	千三百四十四円	千四百四十五円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれ た者	九百四十円	千二十六円	千百十円	千二百十円	千三百十円	千四百二十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生ま れた者	八百七十一円	九百五十五円	千五十三円	千六百六十六円	千二百七十八円	千四百四円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生 まれた者	八百三十三円	八百九十九円	九百九十六円	千七百七円	千二百三十二円	千三百八十四円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生 まれた者	七百九十一円	八百八十六円	九百八十二円	千九十一円	千二百十四円	千三百六十四円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生 まれた者	七百七十九円	八百七十三円	九百六十七円	千七十五円	千百九十五円	千三百四十三円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生 まれた者	七百六十八円	八百六十一円	九百五十四円	千六十円	千百八十円	千三百二十五円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生 まれた者	七百五十八円	八百四十九円	九百四十一円	千四十六円	千百六十三円	千三百七円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生 まれた者	七百四十七円	八百三十七円	九百二十七円	千三十一円	千百四十六円	千二百八十八円

附則別表第二

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	七百三十六円	八百二十四円	九百十三円	千十五円	千二百二十九円	千二百六十八円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	七百二十五円	八百十三円	九百一円	千円	千百十四円	千二百五十一円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	七百十六円	八百二円	八百八十八円	九百八十六円	千九十七円	千二百三十三円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	七百五円	七百九十一円	八百七十五円	九百七十三円	千八十三円	千二百十六円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八十四円	八十八円	九十二円	九十六円	百一円	百六円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	百六十六円	百七十四円	百八十三円	百九十一円	二百円	二百十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百五十七円	二百七十円	二百八十二円	二百九十五円	三百十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百二十二円	三百三十九円	三百五十五円	三百七十一円	三百八十八円	四百八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百九十七円	四百十七円	四百三十八円	四百五十八円	四百七十八円	五百三円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百九十二円	四百十二円	四百三十二円	四百五十一円	四百七十一円	四百九十六円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百六十六円	三百八十六円	四百十円	四百三十四円	四百五十九円	四百八十八円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百四十二円	三百六十六円	三百九十円	四百十八円	四百四十七円	四百八十一円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百十三円	三百四十一円	三百七十円	四百三円	四百三十六円	四百七十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二百九十円	三百十八円	三百五十一円	三百八十八円	四百二十六円	四百六十八円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二百六十七円	三百円	三百三十二円	三百六十九円	四百十円	四百六十一円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二百六十四円	二百九十六円	三百二十八円	三百六十四円	四百五円	四百五十五円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二百六十円	二百九十一円	三百二十三円	三百五十八円	三百九十九円	四百四十八円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二百五十六円	二百八十七円	三百十八円	三百五十三円	三百九十二円	四百四十一円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二百五十二円	二百八十三円	三百十三円	三百四十八円	三百八十七円	四百三十五円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	二百四十九円	二百七十九円	三百九円	三百四十三円	三百八十二円	四百二十九円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百七十五円	三百五円	三百三十八円	三百七十六円	四百二十三円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	二百四十二円	二百七十一円	三百円	三百三十四円	三百七十一円	四百十七円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	二百三十八円	二百六十七円	二百九十六円	三百二十九円	三百六十六円	四百十一円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二百三十五円	二百六十三円	二百九十二円	三百二十四円	三百六十円	四百五円

附則別表第三

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千二百四十八円	千三百三十七円	百七十一円	六十円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千三十四円	千六十二円	三百三十七円	百十八円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二千八百二十四円	九百八十九円	四百九十八円	百七十四円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千六百二十二円	九百十八円	六百五十五円	二百二十九円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千四百二十一円	八百四十八円	八百七円	二百八十二円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二千三百八十七円	八百三十六円	七百九十六円	二百七十八円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	二千三百五十一円	九百二十四円	七百八十四円	三百八円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	二千三百十八円	千二十二円	七百七十三円	三百四十円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千二百八十五円	千百三十円	七百六十一円	三百七十七円

附則別表第六

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	四百九十六円	五百五十六円	六百十六円	六百八十四円	七百六十一円	八百五十五円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十九円	五百四十八円	六百七円	六百七十四円	七百五十円	八百四十三円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十二円	五百四十円	五百九十八円	六百六十五円	七百四十円	八百三十一円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	四百七十五円	五百三十二円	五百九十円	六百五十五円	七百二十九円	八百十九円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八円	五百二十五円	五百八十一円	六百四十六円	七百十八円	八百七円

附則別表第四

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千二百五十四円	千二百五十一円	七百五十一円	四百十七円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者				六十一歳
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者				六十二歳
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者				六十三歳
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者				六十四歳

附則別表第五

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八百五十五円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	八百四十三円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	八百三十一円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	八百十九円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	八百七円
昭和六年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	七百九十六円
昭和十一年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	七百九十七円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	七百九十八円

昭和六年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十七円	六百三十七円	七百八円	七百九十六円
昭和十一年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十八円	六百三十八円	七百九円	七百九十七円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十三円	五百十九円	六百三十八円	七百十円	七百九十八円

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案
一、海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は四月十八日)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第七条中「法律第五十四号」の下に「以下「私的独占禁止法」という。」を加え、「同法」を「私的独占禁止法」に改める。

第十一条第一項第六号中「施設」の下に「(漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む)」を加え、同項第八号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は漁船保険のあつせん」を削り、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあつせん

第十一条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「その施設」の下に「(第七項の規定によるものを除く)」を加え、「第六項」を「第三項第三号及び第六号」に、「総額」を「(政令で定める事業については、政令で定める額)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務の保証又は当該金融機関の委任を受けてその債権の取立て

三 内国為替取引

四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第八項に規定する金融先物取引等の受託等

五 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

六 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

4 組合は、前項第五号の事業を行う場合には、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百七十五

条第二項第十号、同条第四項(同法第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む)、第二百八十条及び第二百八十九号(これらの規定を同法第二百八十条ノ十四第一項及び第三百四十一条ノ十六第三項において準用する場合を含む)、第三百四十一条ノ十二第四号並びに第三百四十一条ノ十六第二項並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。

6 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第一号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第二号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第八号の二の事業 組合員と世帯を同じくする者

7 組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができ

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第五条第一項の規定により農林水産大臣が指定した漁港の区域(以下「漁港区域」という。)における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け(前二号に掲げるものを除く。)

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

第十二条第三項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第十六条の二第一項中「組合が、第十一条第六項」を「組合は、第十一条第三項第三号」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)

第十六条の三 組合は、第十一条第七項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。

第十八条第一項第一号中「組合」を「当該組合」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「組合の」を「当該組合の」に改め、同項第三号中「組合の」を「当該組合の」に改め、「千五百トン」の下に「から三千トンまでの間で定款で定めるトン数」を加え、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 前各項又は前号の規定による組合員と世帯を同じくする者その他当該組合の施設を利用することを相当とする者として政令で定める個人

第十八条第五項第二号中「組合の地区内」を「当該組合の地区内」に改め、同項第三号中「組合」を「当該組合」に、「百人」を「三百人」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業をいう。)を営む者であつて、その常時使用する従業者の数が五十人以下であるもの

第十八条第五項第四号中「組合の」を「当該組合の」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(回転出資金)

第十九条の二 出資組合は、前条の規定による出資のほか、定款の定めるところにより、組合員に対し組合の事業を利用した割合に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資(以下「回転出資金」という。)の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

第四十二条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「払込済出資額」の下に「(回転出資金に係る額を除く。以下同じ。)」を加え、「払込の」を「払込みの」に改める。

第五十条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第五十四条の二第二項の規定による信用事業の全部の譲渡

第五十二条第七項中「第五十条第二号」の下に「第三号の二」を加え、同条第八項中「第五十条第二号」の下に「若しくは第三号の二」を加える。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(信用事業の全部の譲渡)

第五十四条の二 第十一条第一項第二号の事業を行う組合が信用事業(同項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第三項の事業をいう。以下この条及び第百三十条第一項第十号において同じ。)の全部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

2 前項に規定する組合がその信用事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の規定による公告がされたときは、同項の組合の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、その

公告の日付をもつて確定日付とする。

4 第一項に規定する信用事業の全部の譲渡については、前二条の規定を準用する。

5 第一項の規定により組合がその信用事業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。第五十六条第二項中「こえない」を「超えない」に、「払い込んだ出資額」を「払込済出資額」に改める。

第五十七条の二 前三条を「第五十五条から前条まで」に改め、同条を第五十七条の三とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

(回転出資金による損失のてん補及びその払戻し)

第五十七条の二 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充てた剰余金がある場合には、その払込みに充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過した時にこれを払い戻さなければならない。ただし、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議決をしたとき又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。

第八十七条第一項中「本章を」を「この章」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「船だまり」を「船だまり」に改め、同項第九号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は漁船保険のあつた」を削り、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあつせん

第八十七条第四項から第六項までを削り、同条第三項中「その施設の下に」(第八項の規定によるものを除く。)を加え、「第七項」を「第四項第三号、第五号及び第六号」に改め、「による施設」の下に「(同項第五号の規定による施設については、地方債証券その他主務大臣の指定する有価証券に係るものに限り。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項の事業のほか、他の事業を行うことができる。

4 第一項第二号の事業を行う連合会は、第一号から第五号までの事業にあつては会員等のために、第六号の事業にあつては所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引
二 国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して会員等の負担する債務の保証又は当該金融機関の委任を受けてその債権の取立て

三 内国為替取引
四 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等の受託等

五 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱
六 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

7 連合会が前項第五号の事業を行う場合には、第十一条第四項の規定を準用する。

第八十七条第七項及び第八項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

一 第一項第一号の事業 会員等と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期預金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第二号の事業 会員等と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人
連合会は、会員等のために事業又は所属員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつていて、その又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け(前二号に掲げるものを除く。)

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け
第八十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号及び第二号中「連合会」を「当該連合会」に改め、同条第三号中「連合会」を「当該連合会」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第九十一条の次に次の二条を加える。

(解散事由)
第九十一条の二 連合会は、次の事由によつて解散する。

一 総会の決議
二 連合会の合併
三 連合会の破産
四 存立時期の満了
五 第二百二十四条の二第二項の規定による解散の命令

六 会員(准会員を除く。以下この条及び次条(同条第一項第一号を除く。)において同じ。)がいなくなつたこと。

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条第一号及び第六十五条の規定を準用する。
4 会員が一人になつた連合会は、第一項の事由によるほか、次の事由により解散する。
一次条の規定による権利義務の承継があつたこと。

二 次条第二項において準用する第六十九條第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。

三 次条第三項の期間内に同条第二項において準用する第六十九條第二項の認可の申請があつたこと。

5 連合会は、会員がいなくなつたこと又は前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(連合会の権利義務の包括承継)

第九十一條の三 会員が一人になつた連合会の会員たる組合、漁業生産組合又は連合会(以下この条において「組合等」という。)は、会員が一人になつた連合会の権利義務(当該連合会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該連合会が会員に出資をさせる連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。

二 当該組合等の当該連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつてゐるとき。

2 前項の規定による権利義務の承継については、第五十條、第六十九條及び第七十一條の規定を準用する。この場合において、第六十九條第三項中「第六十五條」とあるのは、「第六十五條第一項から第四項まで」と読み替へるものとす。

3 前項において準用する第六十九條第二項の認可の申請は、当該連合会の会員が一人になつた日から六月以内にしなければならない。

4 第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる連合会は、その時に消滅する。

第九十二條第一項中「及び第六十六條の二」を「から第十六條の三まで」に、「第十一條第六項を」第十一條第三項第三号に、「第八十七條第七項」

を「第八十七條第四項第三号」と、第十六條の三中「第十一條第七項」とあるのは「第八十七條第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」に改め、同条第二項中「第二十條」を「第二十條まで」に改め、同条第三項中「一會員等」との下に「第五十二條第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一條の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四條の二第一項中「第十一條第一項第一号」とあるのは「第八十七條第一項第一号」と、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」とを加へ、同条第四項中「前条を」第九十一條に改め、同条第五項中「第六十八條から」を「前二條に規定するもののほか、第六十九條から」に改め、「第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満」とあるのは「一人」とを削り、「を」を「を」の下に「第七十三條中「及び破産」とあるのは「破産及び第九十一條の二第四項第一号に掲げる事由」とを加へる。

第九十三條第三項及び第四項を削り、同条第二項中「その施設」の下に「第六項の規定によるものを除く。」を加へ、「第五項」を「第二項第三号及び第六号」に改め、「五分の一」の下に「(政令で定める事業については、政令で定める割合)」を加へ、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加へる。

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務の保証又は当該金融機関の委任を受けてするその債権の取立て

三 内国為替取引

四 金融先物取引法第二條第八項に規定する金融先物取引等の受託等

五 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱ひ

六 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

3 組合が前項第五号の事業を行う場合には、第十一條第四項の規定を準用する。

第九十三條第五項及び第六項を次のように改める。

5 次の各号に掲げる事業の利用に關する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第一号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第二号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第六号の二の事業 組合員と世帯を同じくする者

6 組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができ

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出してゐるものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け(前二号に掲げるものを除く。)

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

第九十四條第一号中「組合」を「当該組合」に改め、同条第二号中「組合」を「当該組合」に、「百人」を「三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円」に改める。

第九十五條の二 組合員は、第九十六條第二項で準用する第二十七條第一項各号に掲げる事由によるほか、次条から第九十五條の五までの規定による公正取引委員會の審決によつて脱退する。

(排除措置)

第九十五條の三 公正取引委員會は、第九十四條第二号の規定による組合員たる法人でその常時使用する従業者の数が百人を超えるものが実質的に小規模の法人でないとき、この法律の目的を達成するために、次条に規定する手続に従ひ、その法人を組合から脱退させることができる。

第九十五條の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條第一項、第三項及び第四項、第四十九條第一項、第五十條から第五十三條の三まで、第五十四條第一項及び第三項、第五十四條の三、第五十五條第一項及び第二項、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條から第六十一條まで、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條、第七十條の二、第七十五條から第七十八條まで、第八十條から第八十三條まで並びに第八十八條の二の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄權)

第九十五條の五 前条の規定による公正取引委員會の審決に係る訴訟については、第一審の裁判權は、東京高等裁判所に屬する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとす。

第九十六條第一項中「第十六條の二まで」を「第十六條の三まで」に、「第十一條第六項」を「第十一條第三項第三号」に、「第九十三條第五項」を「第九十三條第二項第三号」と、第十六條の三中「第十一條第七項」とあるのは「第九十三條第六項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは

三四

の第三第二項（第百零五條第五項において準用する場合を含む。）を加え、同条第三項中「合併に因る」を「合併又は承継による」に改める。

第百二十一條中「昭和三十八年法律第百二十五號」を削り、「規定による」との下に、「同法第六十六條中「合併による」とあるのは「合併又は水産業協同組合法第九十一條の第三第一項（同法第百零五條第五項において準用する場合を含む。）の規定によ

る権利義務の承継（以下単に「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十条第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」とを加える。

第百二十七条第二項中「を含む。」の下に「及び第九十一条の三第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百三十条第一項中「十万円」を「二十万円」に改

め、同項第二号中「第十一条第三項ただし書、第八十七条第三項ただし書、第九十三條第二項ただし書、第九十七條第二項ただし書」を「第十一条第

五項たし書、第八十七條第六項たし書、第九十三條第四項たし書、第九十七條第五項たし書」に改め、同項第二号の三の次に次の一号を加える。

九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

第三百三十条第一項第十号中「又は」を「第五十四

条の二、第四項（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む）

む。において準用する第五十三条若しくは第五十

四條第二項の規定に違反して信用事業の全部の譲渡をし、に改め、「合併をし」の下に、又は第九

十一條の三第二項（第百條第五項において準用す

項において準用する第五十三条若しくは第五十四

いて海洋水産資源の利用の合理化を図るため、当該海域における海洋水産資源の自主的な管理に関する協定(以下「資源管理協定」という。)を締結し、当該資源管理協定が適当である旨の行政庁の認定を受けることができる。

2 資源管理協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 資源管理協定の対象となる海域並びに海洋水産資源及び漁業の種類
- 二 海洋水産資源の管理の方法
- 三 資源管理協定の有効期間
- 四 資源管理協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(資源管理協定の認定等)

第十二条の三 行政庁は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針において定められた第三条第二項第三号の指針に適合するものであること。
- 二 資源管理協定の内容が不当に差別的でないこと。
- 三 資源管理協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 四 その他政令で定める基準

2 前項に規定するもののほか、資源管理協定の認定(資源管理協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに資源管理協定の廃止に関し必要な事項は、政令で定める。

(認定資源管理協定への参加のあつせん)

第十二条の四 第十二条の二第一項の認定を受けた資源管理協定(以下「認定資源管理協定」という。)に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者(認定資源管理協定の対象となる種類の漁業により利用するものに限る。以

下「特定漁業者」という。)又はその団体であつて認定資源管理協定に参加していないものに対し認定資源管理協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、行政庁に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、認定資源管理協定に参加していない者の認定資源管理協定への参加が前条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定資源管理協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

(水産業協同組合の特例)

第十二条の五 認定資源管理協定に参加している漁業協同組合が認定資源管理協定の内容を遵守させるために、総会(総代会を含む。)で次の各号に掲げる事項の議決を行おうとする場合において、当該各号に掲げる者の三分の二以上の書面による同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五十条(同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第五十条の規定による議決によることを要しないものとする。

一 特定漁業者たる組合員(以下「特定組合員」という。)

が第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該特定組合員に対し過怠金を課するために必要な定款の変更 特定組合員

二 第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う漁業権行使規則又は入漁権行使規則(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則をいう。)

格に関する事項の変更を除く。次項第二号において同じ。特定組合員であつて当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有するもの

2 認定資源管理協定に参加している漁業協同組合連合会が認定資源管理協定の内容を遵守させるために、総会(総代会を含む。)で次の各号に掲げる事項の議決を行おうとする場合において、当該各号に掲げる者のすべての同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十条(同法第九十二条第三項において準用する同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十条の規定による議決によることを要しないものとする。

一 会員たる漁業協同組合の特定組合員及び会員たる漁業協同組合又は漁業生産組合で特定漁業者であるもの(以下「漁業自営組合」という。)

が第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に違反した場合に当該特定組合員を直接若しくは間接の構成員とする漁業協同組合(以下「特定組合員所属組合」という。)

二 第十二条の二第二項第二号に掲げる事項の内容に適合するように行う前項第二号に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更

当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する者を直接又は間接の構成員とする会員たる漁業協同組合

3 第一項の規定は、認定資源管理協定に参加している漁業協同組合連合会の特定組合員所属組合について準用する。

(漁業法等による措置)

第十二条の六 認定資源管理協定に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定に参加して

いる漁業を営む者(認定資源管理協定に参加している団体の直接又は間接の構成員となつている特定漁業者を含む。)の数が認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる海洋水産資源を利用する漁業を営む者のすべての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、認定資源管理協定の対象となる海域における海洋水産資源の利用の合理化を図るための措置であつて認定資源管理協定の目的を達成するために必要なものを講ずべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項(同法第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。)

若しくは第三項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)第四十一条の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する申出に基づき漁業法第三十四条第三項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同条第二項及び第四項の規定を準用する。

(行政庁)

第十二条の七 この章の規定中「行政庁」とあるのは、資源管理協定の対象となる海域が一の都道府県知事の管轄に属し、かつ、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四十一条の規定に基づく省令の規定により農林水産大臣の

許可その他の処分を要する漁業が含まれない場合については当該海域を管轄する都道府県知事、その他の場合については農林水産大臣とする。

2 前項の規定による農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第十三条中「の開発」の下に「及び利用の合理化」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二條第一項中「の開発」の下に「及び利用の合理化」を加える。

第二十四條中「行なわれ」を「行われ」に改め、「開発」の下に「及び利用の合理化」を加える。

第三十二條第三項中「開発」の下に「及び利用の合理化」を加える。

第三十五條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 海洋の漁場における新漁業生産方式であつて漁業者団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査を行うこと。

一の三 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況その他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査を行うこと。

第三十五條第一項第二号中「開発」の下に「及び利用の合理化」を加え、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条第二項中「ほか」の下に「同項の業務の遂行に支障のない範囲内で」を加え、「海洋水産資源に関する生物学的調査を行なう」を「海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う」に改める。

第五十四條及び第五十五條中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十六條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十七條中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「開発」を「開発及び利用の合理化」に改める部分を除く)、第一条の改正規定(「措置」の下に「並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置」を加える部分に限る)、第三条第二項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定(第三号に係る部分に限る)及び第三章の次に一章を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二年五月二日印刷

平成二年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局